

平成30年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和元年（2019年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

（はじめに）

子どもの権利サポート委員より	1
----------------------	---

第 1 章 相談活動状況.....	3
1 相談件数.....	3
2 平成 30 年度子どもの権利サポート委員会活動状況について	5
3 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯	12
4 相談へのきっかけ	14
5 子どもの権利サポート委員会活動.....	15

第 2 章 広報・啓発活動	22
1 広報・啓発活動一覧	22
2 配布物	23
3 活動報告会	36
4 啓発活動.....	38

（おわりに）

子どもの権利サポート委員会委員、相談員より	40
-----------------------------	----

＜参 考 資 料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	49
Ⅰ 子どもの権利サポート委員会設置経緯.....	49
Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは.....	51
Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例.....	53

(はじめに) 【子どもの権利サポート委員より】

子どもの権利サポート委員会活動について

子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一

宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下、「サポート委員会」といいます）が設置され、5年目となります。私が、この1年間で感じたことを以下記したいと思います。

1 子どもの思いを大切にすること

平成30年度は、相談件数が、前年度と同程度の件数となりました。本制度で一番大切なのは、親でも学校でもなく、子ども自身であるという点は、いくら強調しても強調しすぎることはないと思います。ただ、1人1人の子どもを大切にするとともに、1人でも多くの子どもの悩みを解決し、1人でも多くの子どもの権利が守られることも重要です。今後も、より多くの子どもにサポート委員会の存在を知っていただき、アクセスしてもらえるように、実効的な広報活動に努めて参りたいと思います。子ども向けの広報のあるべき姿等につきましては、浜田委員の後記文書をご覧ください。

2 子どもからの直接の相談

サポート委員会の特徴として、保護者からではなく、子どもからの直接の相談が多い（約70パーセント）ということがあげられます。サポート委員会が、大型児童館の中に設置されていることも、その要因かもしれませんが、サポート委員会としては、これからも子どもから、直接、相談してもらえる存在でありたいと思います。そのためには、子どもに理解してもらえる広報を継続していくとともに、子どもから相談があった場合は、子どもと同じ目線で、子どもと一緒に考えていくようにしたいと思います。1つ1つのケースを大切にすることが、最も重要な広報活動でもあると思います。

３ 子どものための連携と情報共有について

当委員会の活動に携わっていると、当委員会だけで解決できる案件は、それほど多くないことに気付かされます。

学校での子どもの悩みであれば、学校の先生はもちろん、SC、SSW等多くの方々が関わっていただいて、初めて問題が解決することが多いと思います。当委員会が、上から物事を解決しようとしても、うまくいきません。子どもに携わる関係者の支援の輪があって、そして、その輪の中心に子どもがいて、初めて子どもの悩みが解決し、子どもの権利が守られるのだと思います。

しかし、まだまだ、様々な機関同士の連携が十分とはいえないと思います。また、宝塚市には、様々な相談機関もありますが、相談機関同士の連携も進んでいないと思います。今後、諸機関の連携が進むよう、当委員会も積極的に活動したいと思います。令和元年8月31日開催予定の当委員会活動報告会でも、子どものための連携をテーマにできたらと考えております。

今後とも、当委員会を通じ、一人でも多くの子どもの悩みが解決し、また、一人でも多くの子どもの権利が守られるように、できるだけ努力をしていきたいと思います。関係者の皆様、市民の皆様のより一層のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

第 1 章 相談活動状況

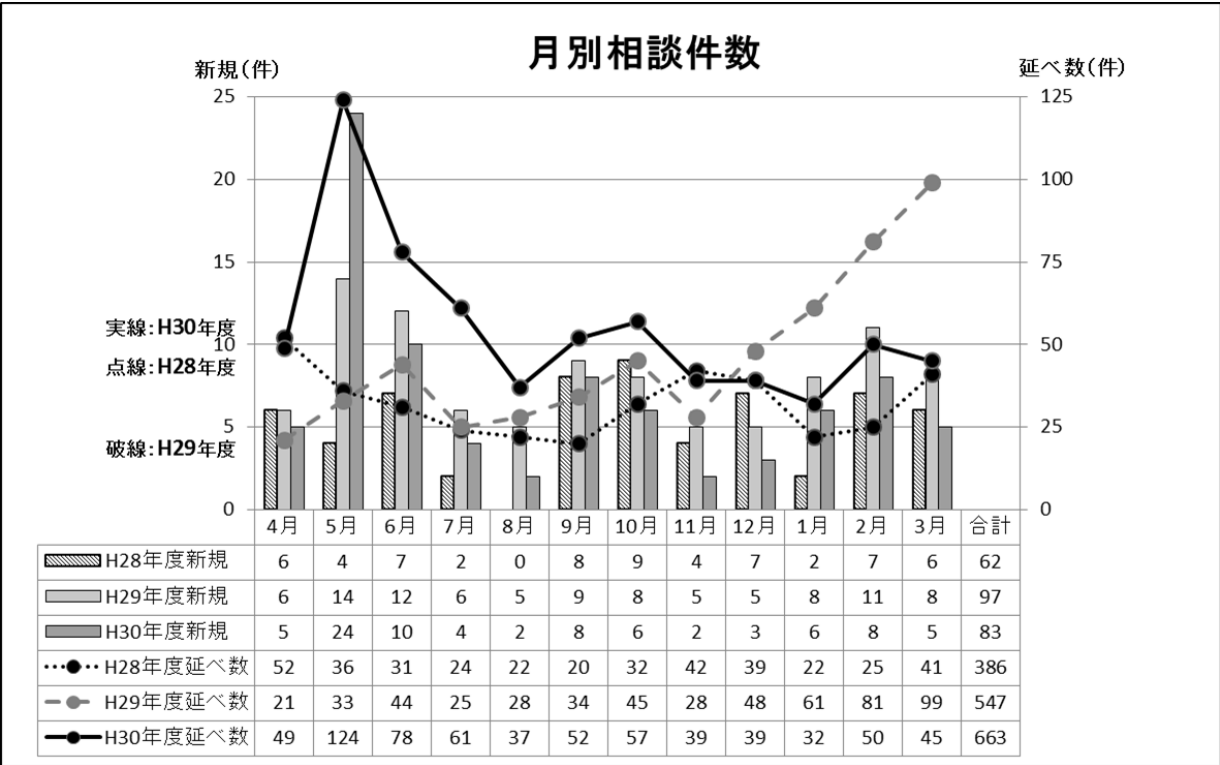
1 相談件数

(経過比較)

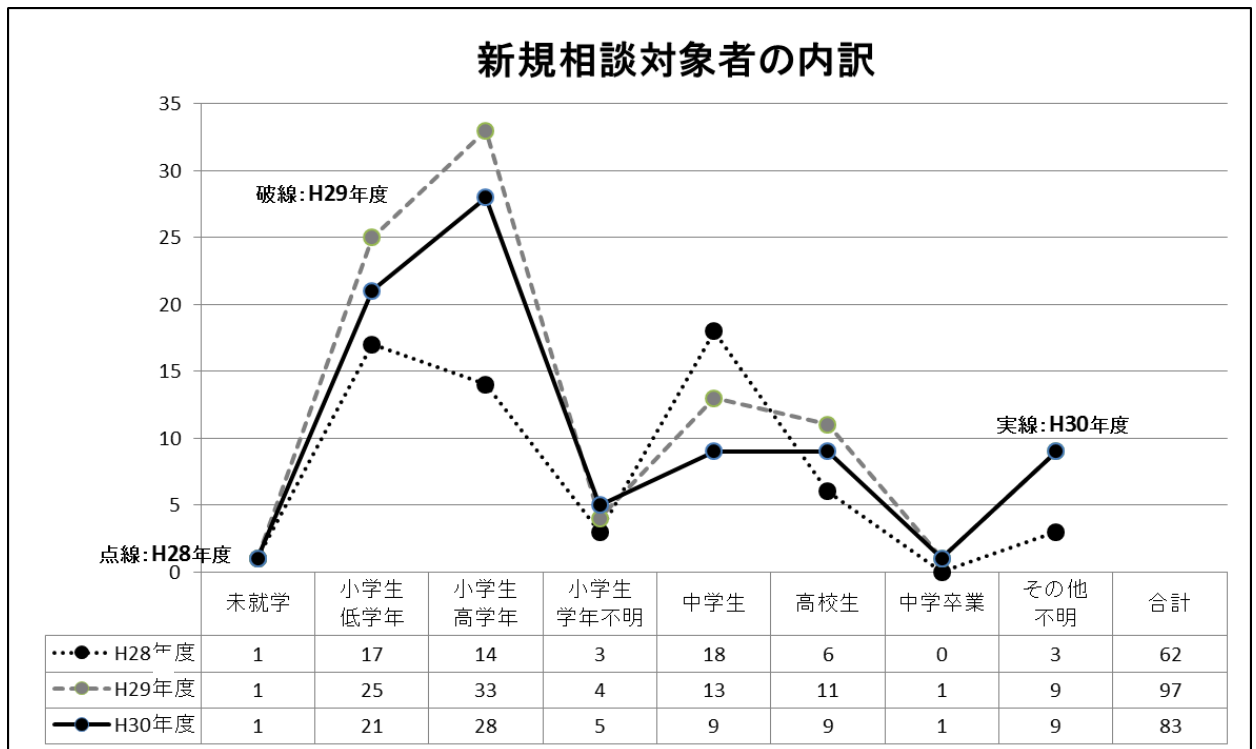
■ 3カ年比較 (平成28年度～平成30年度)

設置から4年半経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらう機会をと継続的に啓発に取り組んできました。昨年度は大幅増となりましたが、今年度は昨年度と同程度の件数となりました。

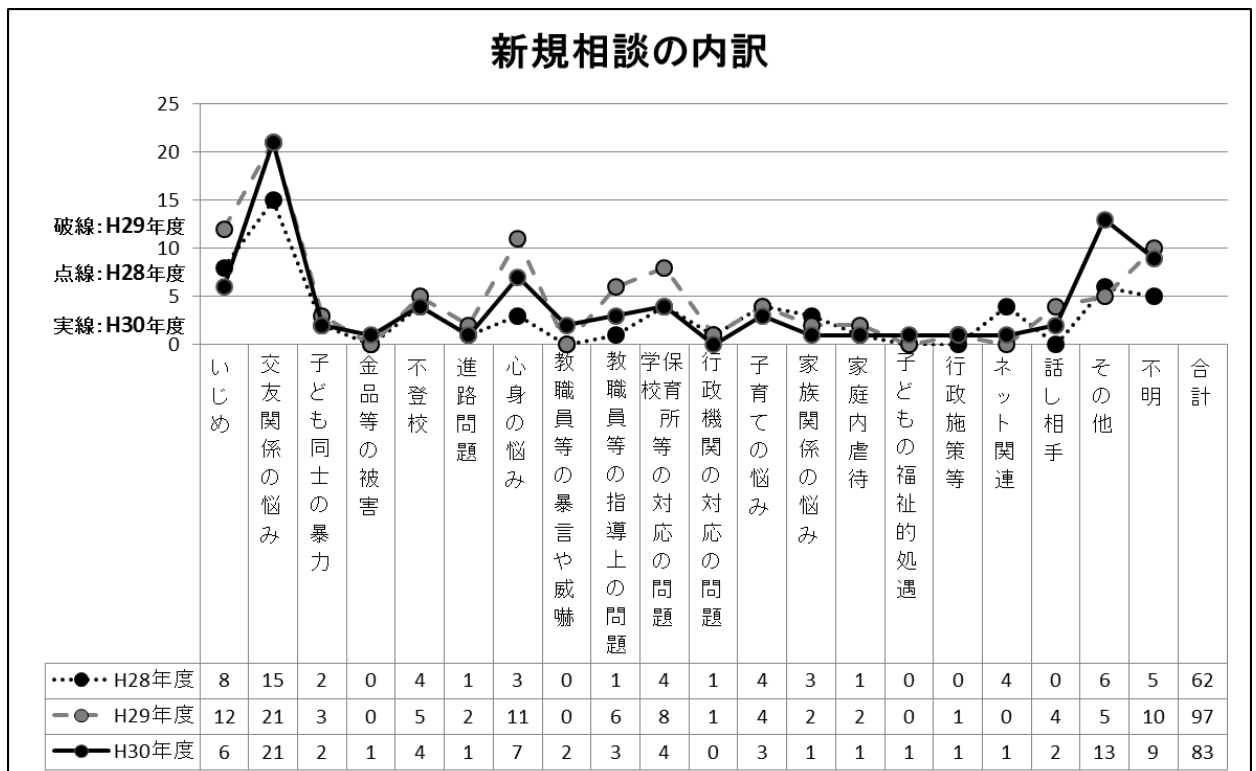
【月別相談件数 (平成28年度～平成30年度)】



【新規相談対象者の内訳（平成 28 年度～30 年度）】



【新規相談の内訳（平成 28 年度～平成 30 年度）】



2 平成 30 年度子どもの権利サポート委員会活動状況について

平成 26 年 11 月 1 日より宝塚市子どもの権利サポート委員会条例施行し、活動を開始し、4 年半が経過しました。その間の相談件数の経緯は以下のとおりです。

平成 26 年度 新規相談件数 27 件
(11 月～開始) 延べ相談件数 122 件

平成 27 年度 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件
延べ相談件数 386 件

平成 28 年度 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件
延べ相談件数 386 件

平成 29 年度 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件
延べ相談件数 547 件

平成 30 年度 新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件
延べ相談件数 663 件

開設より平成 30 年度まで、延べ相談件数は伸びつつあります。継続した啓発活動で、子どもたちに制度が周知されてきたことを感じています。今後も、身近に相談できる機関であること、一人でも多くの子どもたちにとって安心できる場であることや、継続した広報活動を通じ多くの子どもたちの声を聴き、一緒に考え寄り添っていくことを知ってもらいながら活動していきます。

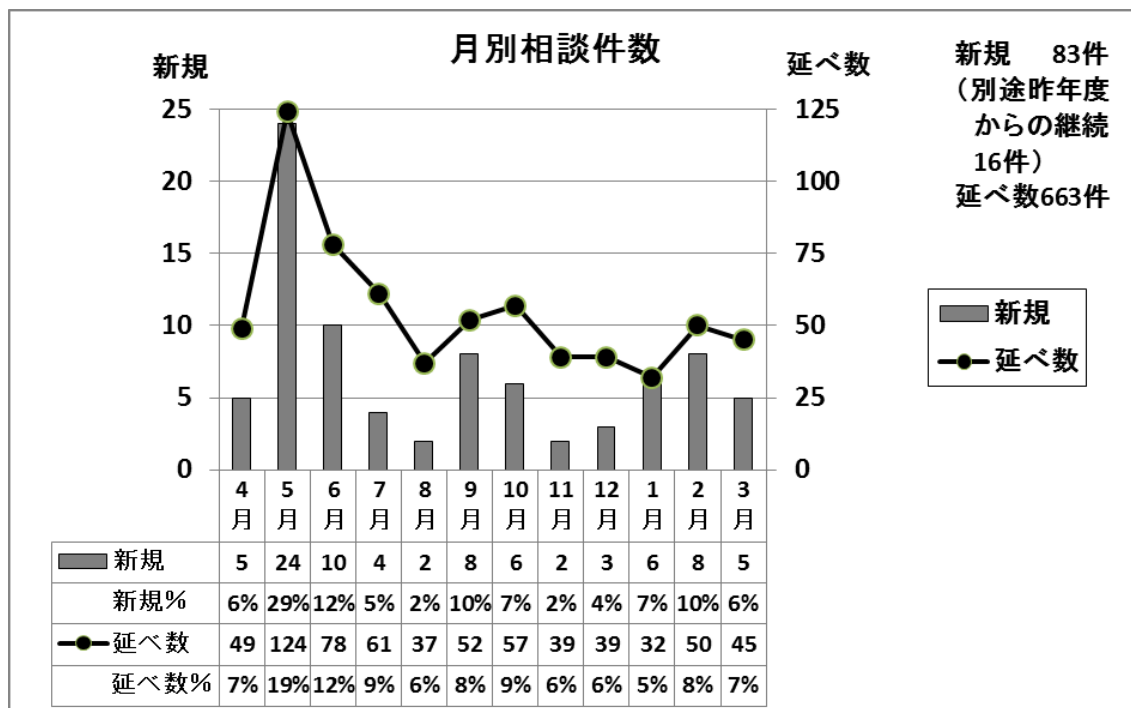
■平成 30 年度状況

(1) 月別相談件数

平成 30 年度の月別相談は、新規相談として 5 月に 24 件（29%）、次いで 6 月に 10 件（12%）の相談を受けています。

子どもたちの学校休業期間の 8 月は、例年同様、相談が少ない傾向にあります。

【平成 30 年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で 3 回の相談があった場合は延べ数を 3 回と数える。

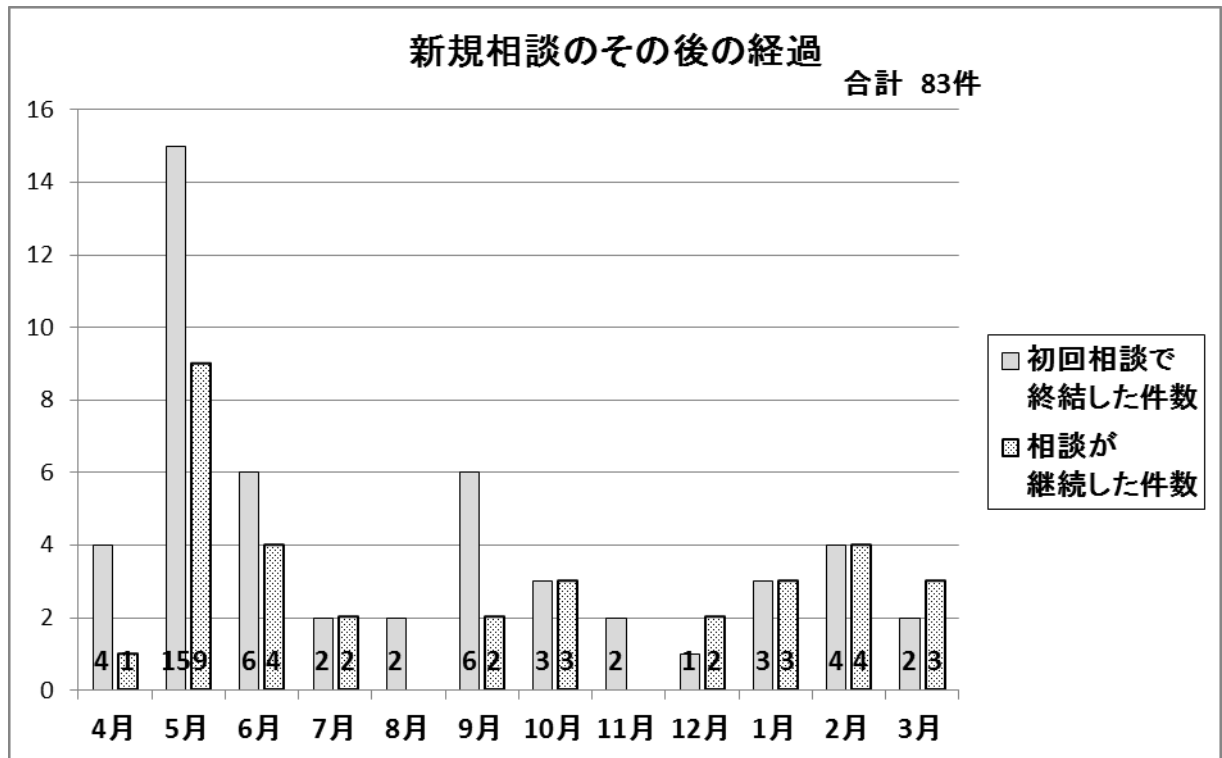
※前年度からの継続案件が 16 件あった。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が 83 件中 50 件と 60%を占めています。

【平成 30 年度・新規相談のその後の経過状況】



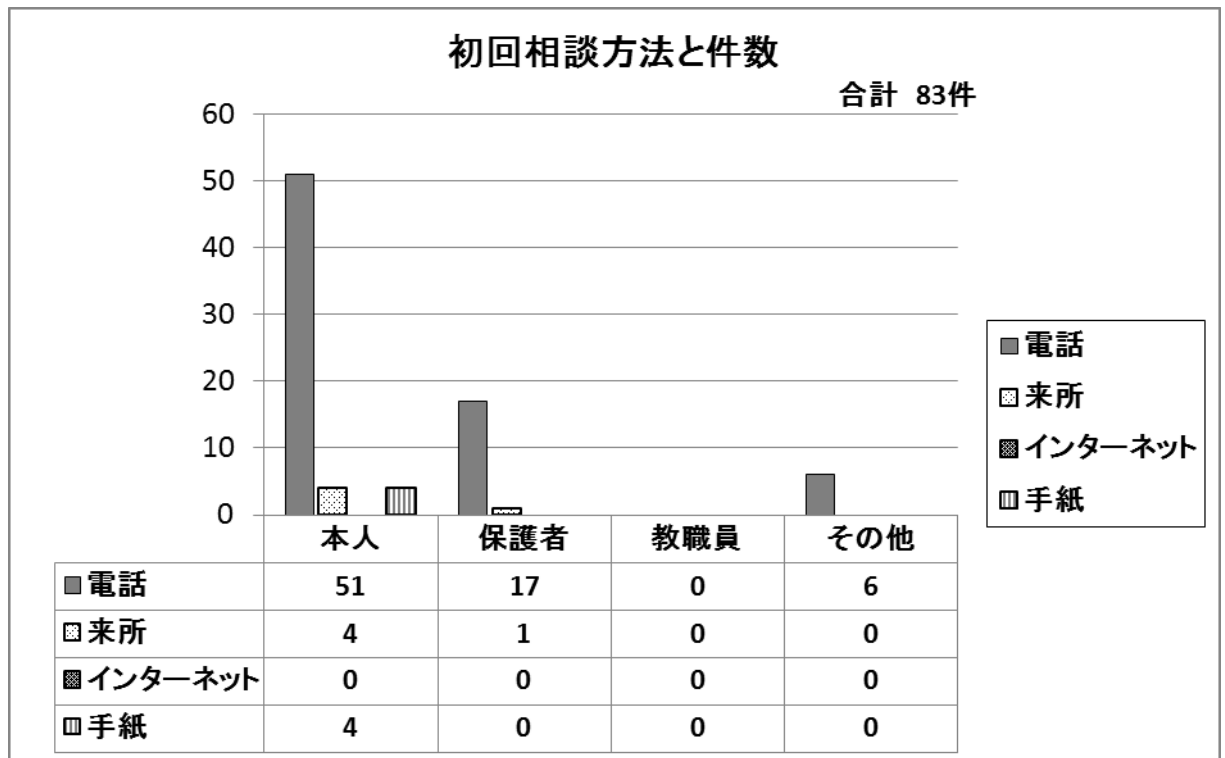
※前年度からの継続案件が 16 件あり

（３）初回相談方法と件数

新規相談件数 83 件のうち、電話による相談が 74 件、次いで、手紙による相談が 4 件ありました。子どもからの相談が 59 件（71％）あり、相談方法では電話が最も多く 51 件、次いで、手紙による相談が 4 件でした。

保護者からの相談は 18 件あり、電話による相談が 17 件と大半を占めました。

【平成 30 年度・初回相談の相談者と相談方法】



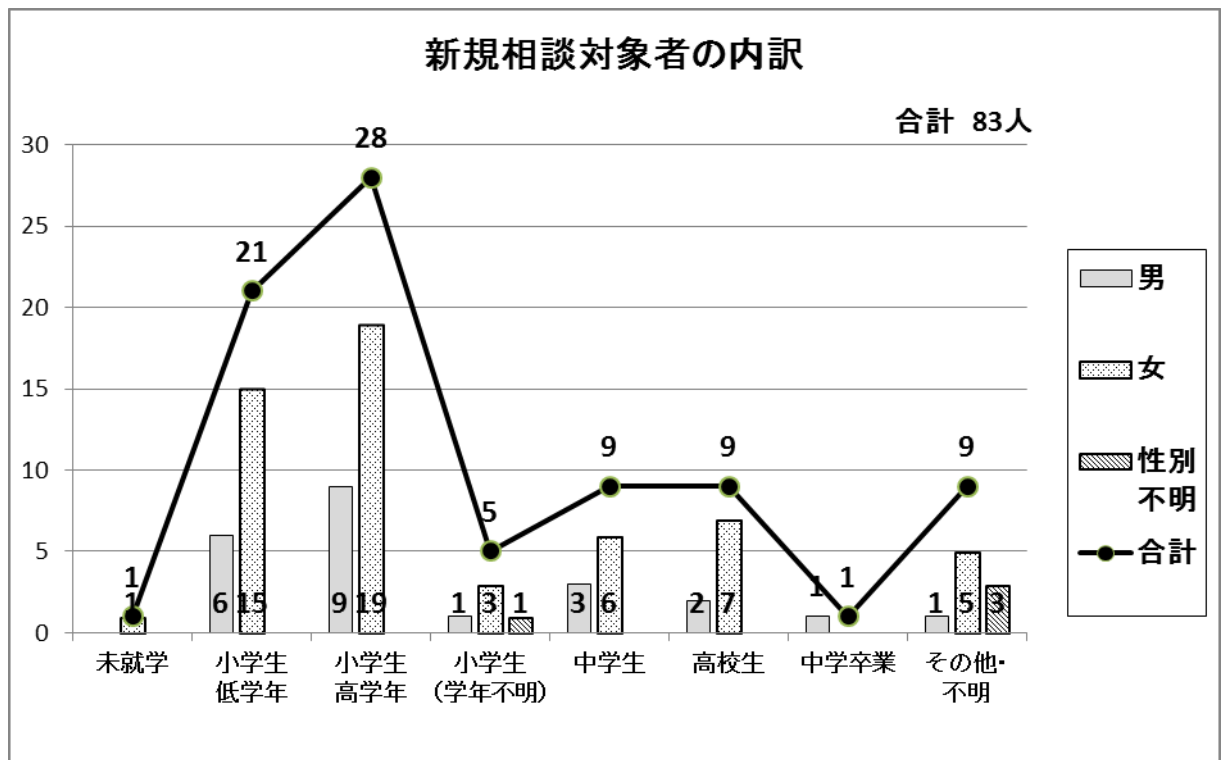
※その他は、祖父母、親戚、同級生の保護者等からの相談を集計している。

※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としている。

（４）新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 83 件のうち、対象者として小学生高学年が一番多く 28 件、次いで、小学生低学年 21 件と続きました。

【平成 30 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】



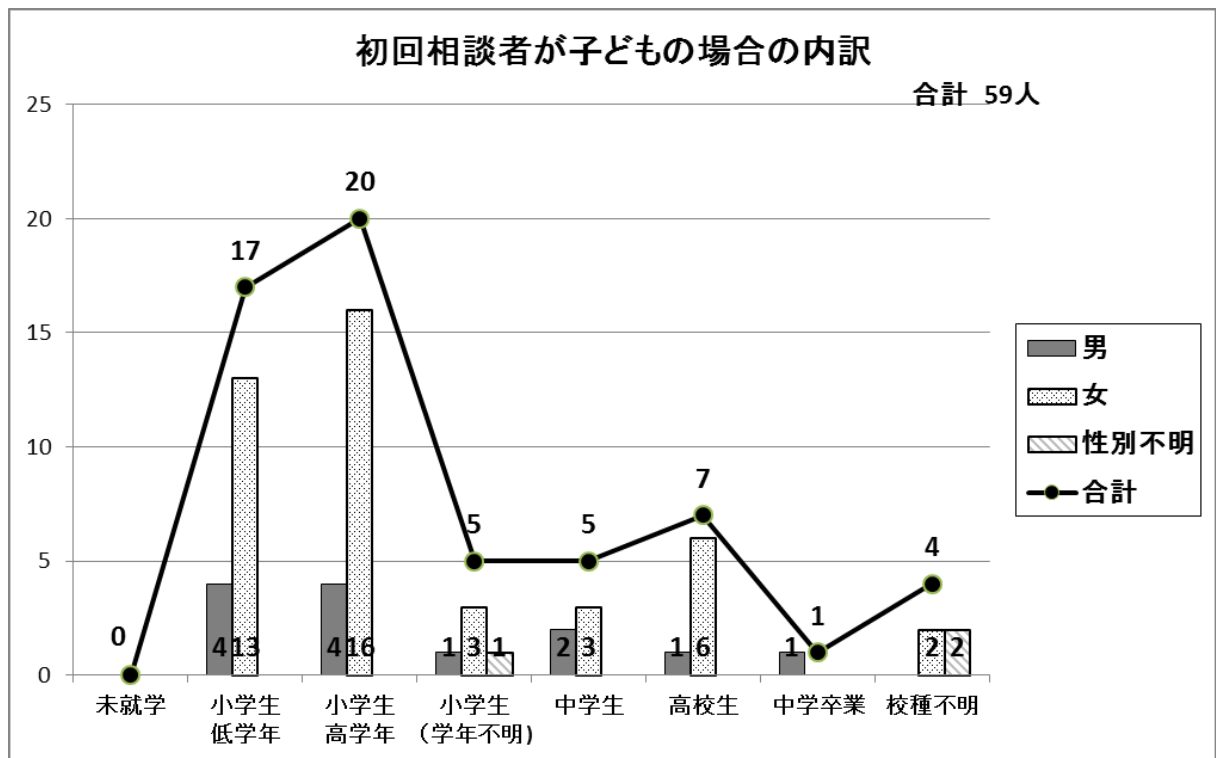
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に直接相談してくれる子どもたちは 59 件あり、小学生高学年女子からの相談が一番多く 16 件、次いで、小学生低学年女子からの相談が 13 件と続きました。

どの学年も男子と比べて女子からの相談が多くありました。

【平成 30 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



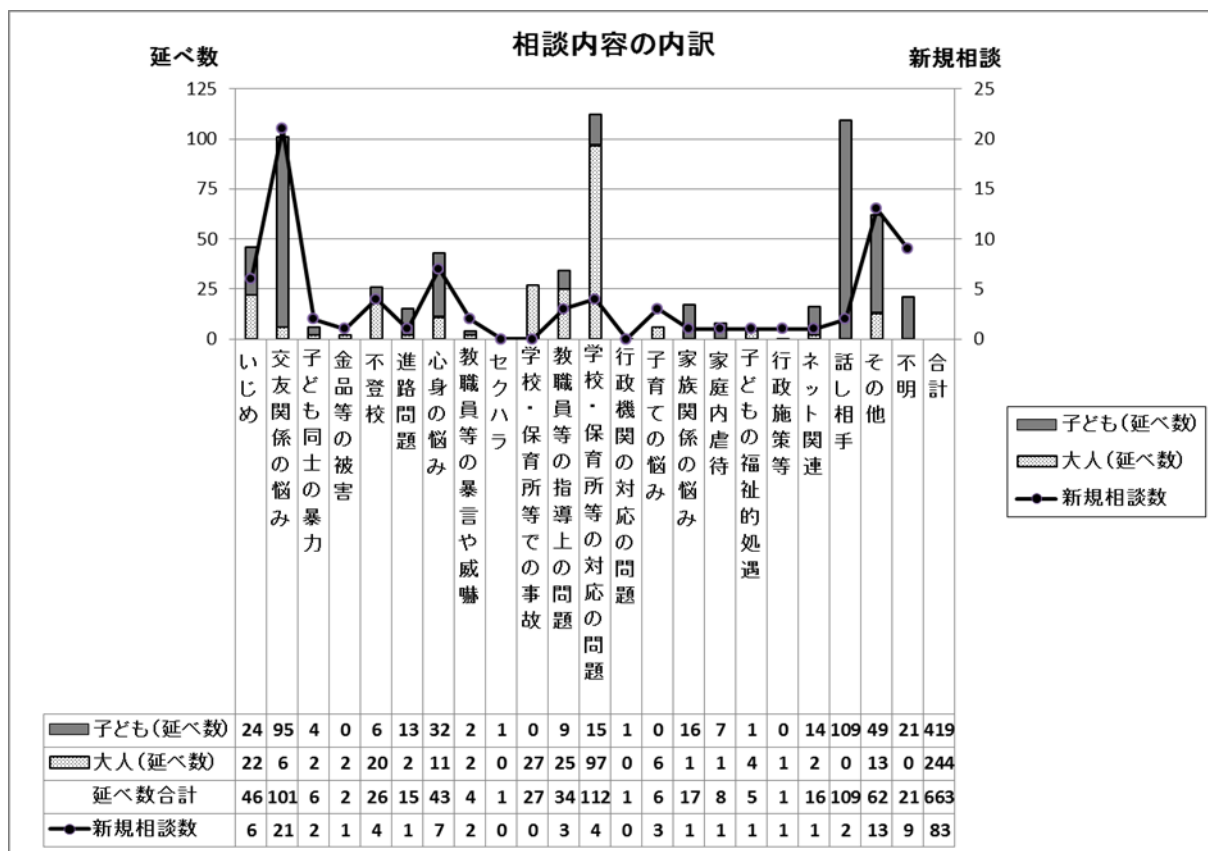
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、83 件中、交友関係の悩み 21 件、次いで、心身の悩み 7 件と続きました。

延べ相談内容としては、663 件中、学校・保育所等の対応の問題 112 件、次いで、話し相手 109 件、交友関係の悩み 101 件と続きました。

【平成 30 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けている。

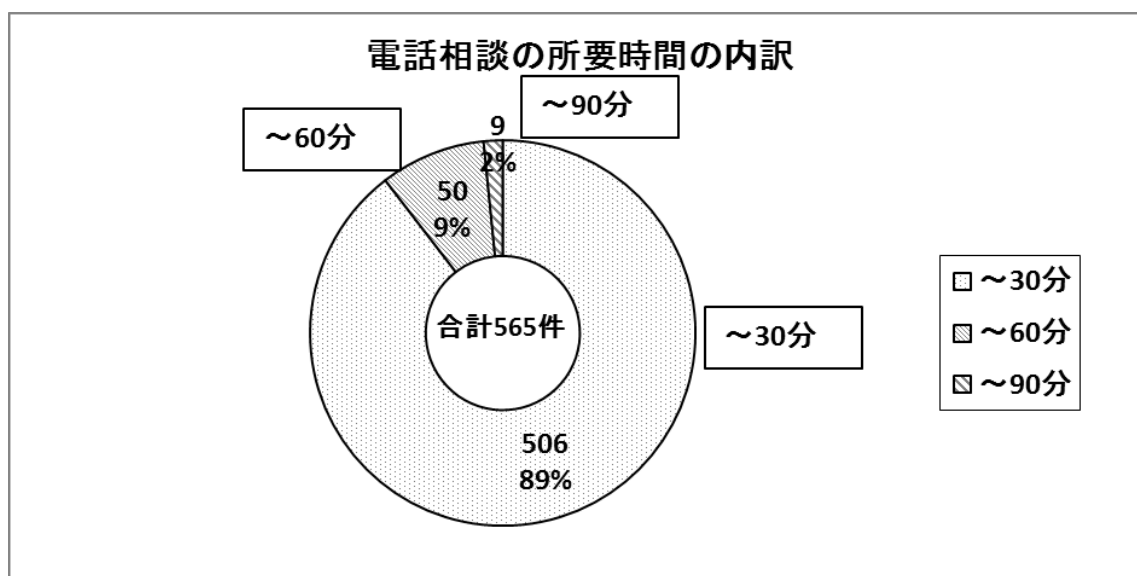
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合がある。

3 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯

(1) 電話相談の所要時間の内訳

30 分以下の電話相談が全体 565 件の 89%（506 件）、次いで、60 分以下 9%（50 件）となりました。1 時間（60 分）を超えての相談が 2%（9 件）ありました。

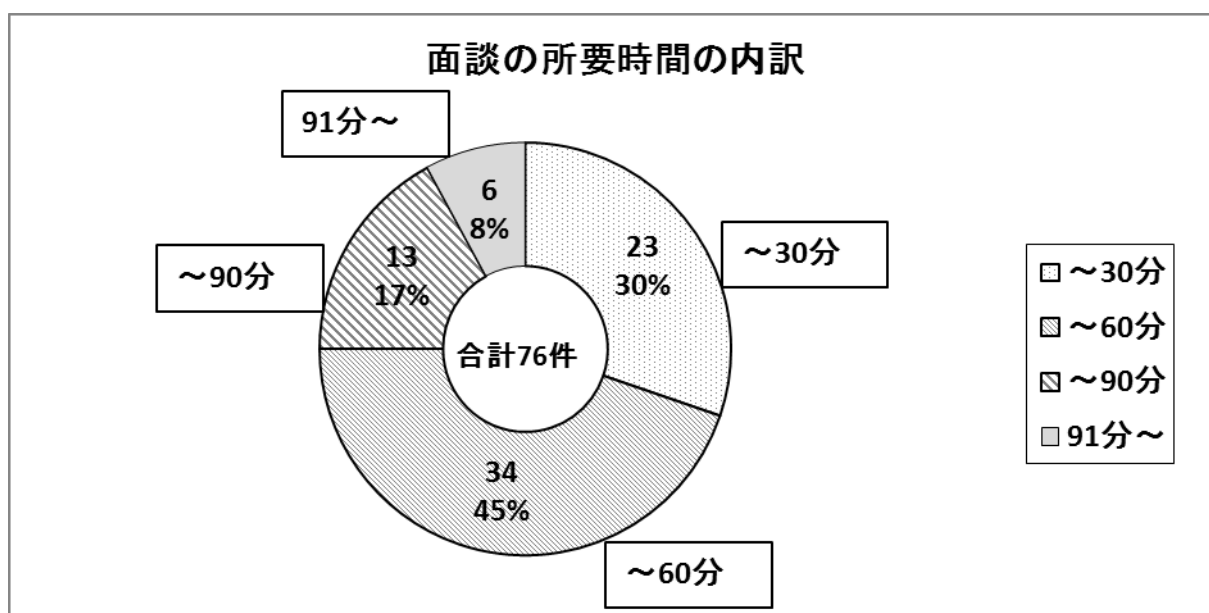
【平成 30 年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

面談対応 76 件のうち、31 分から 60 分までの来所・訪問による面談相談が最も多く 45%（34 件）、次いで 30 分までの面談相談は、30%（23 件）でした。これには学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

【平成 30 年度・面談の所要時間の内訳】

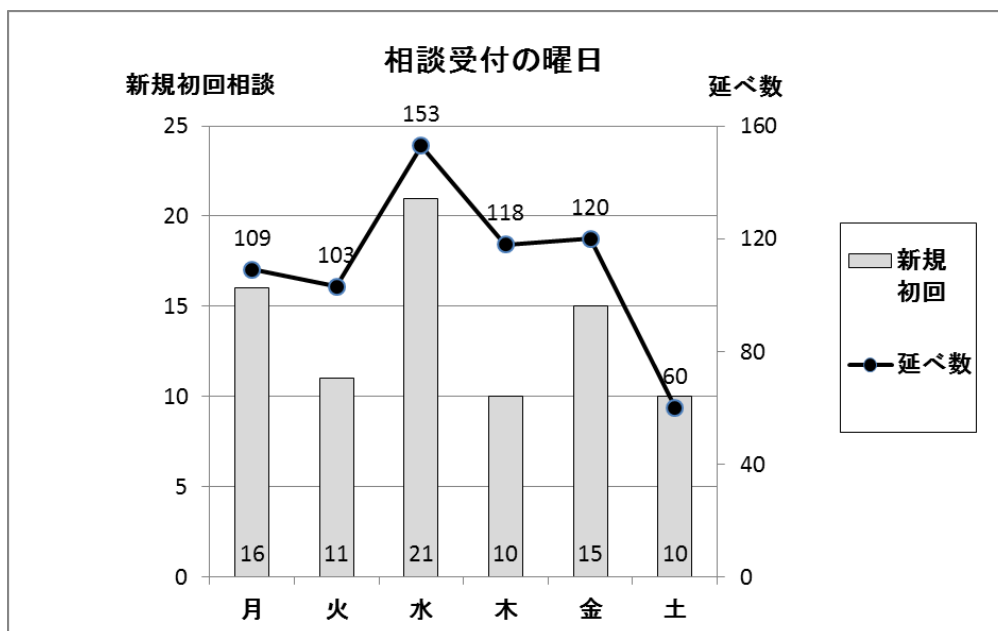


※面談は、来所相談や訪問（学校への調整等）を含んでいる。

(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 83 件のうち、水曜日が 21 件と一番多く、次いで月曜日が 16 件、金曜日が 15 件と続きました。 延べ相談件数 663 件のうち、水曜日が 153 件、金曜日が 120 件と続きました。

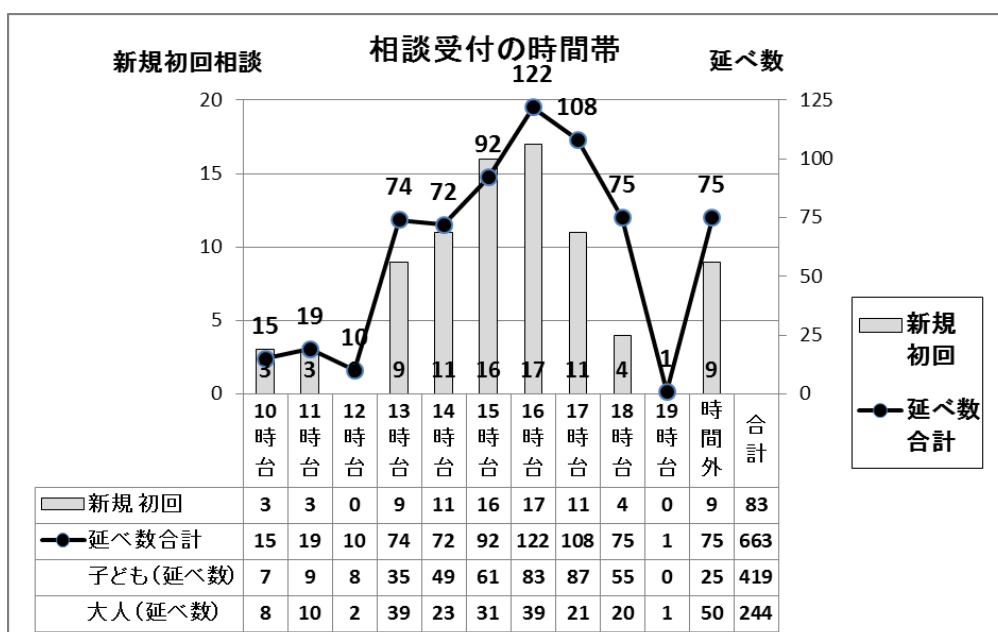
【平成 30 年度・相談を受け付けた曜日】



(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で多く受付をした時間帯は、83 件のうち、16 時台が 17 件と最も多く、次いで、15 時台が 16 件でした。延べ相談件数 663 件のうち、16 時台が 122 件、17 時台が 108 件と放課後の時間帯の相談が多い傾向でした。

【平成 30 年度・相談を受け付けた時間帯】



※手紙による相談は時間外とした。

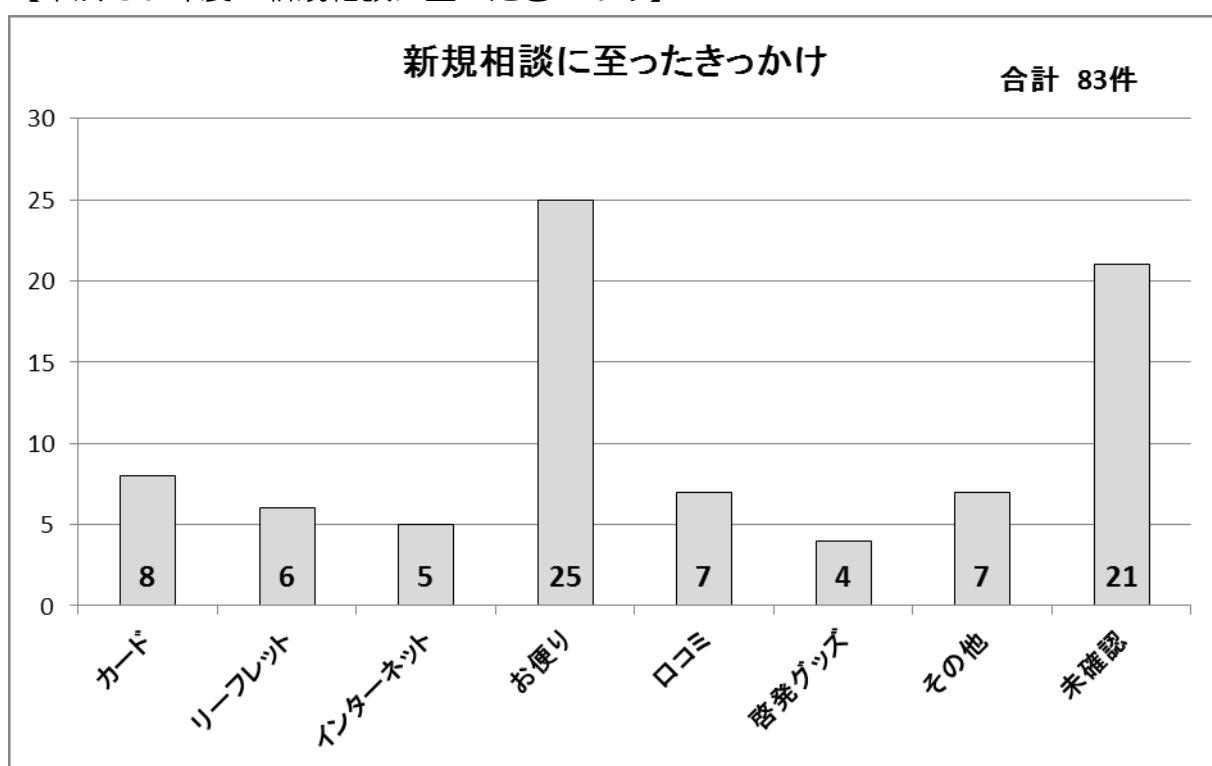
4 相談へのきっかけ

■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 83 件のうち、相談に至ったきっかけとして、子どもの権利サポート委員会だより（お便り）が一番多く 25 件でした。お便りは、各学期ごとに発行し、市内小中高等学校でカード（ダイヤルカード）、リーフレット、啓発グッズとともに配布しています。次いで、カードは、8 件でした。カード、リーフレット、ポスターは市内各公共機関に設置しています。

市内小中高等学校での配布いただいたお便りやカード等が前年度同様、相談のきっかけにつながったものと推測されます。

【平成 30 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行った。

※啓発グッズは、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布を行った。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）をカード、リーフレット、啓発グッズ（小 3 クリアファイル、小 6・中 3 ボールペン）とともに配布を行った。

その他は、関係機関からの紹介 2 件、塾の先生からの紹介 1 件、児童館職員の紹介 1 件、市役所からの紹介 1 件、公聴カード 1 件、子どもの権利委員会ハンドブック 1 件

・啓発時期等は、第 2 章 1 広報・啓発一覧に掲載

5 子どもの権利サポート委員会活動

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会 会議※1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	9
ケース 協議※2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合う。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行う。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催とした。

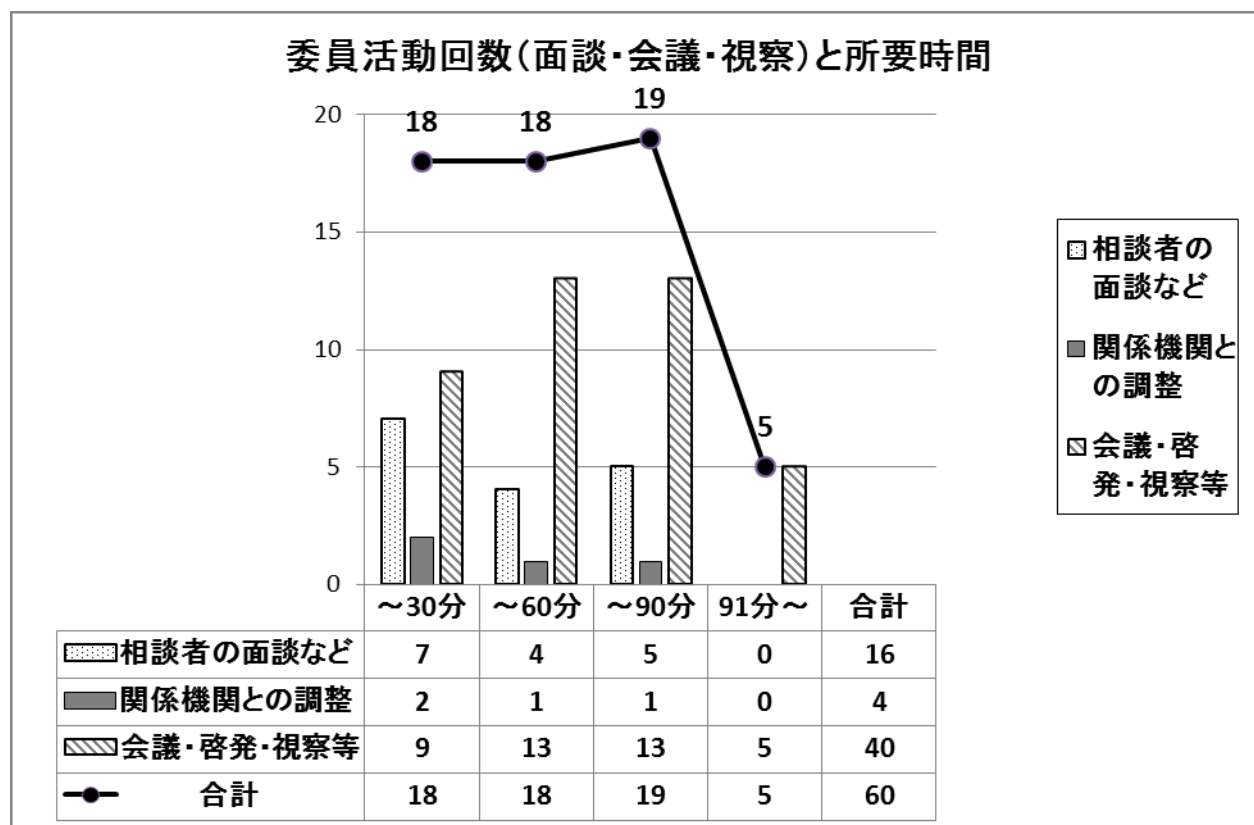
■ 委員会会議議題 ■

日 程	議 題
4月12日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成30年度子どもの権利サポート委員会年間計画について (3) 平成29年度活動報告会及び活動報告書について
4月18日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会及び活動報告書について (3) 平成30年度発行おたよりについて
5月10日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会及び活動報告書について
5月23日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会及び活動報告書について
6月27日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会について (3) その他
7月25日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会について (3) その他
8月22日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成29年度活動報告会について
3月12日	(1) 平成31年度子どもの権利サポート委員会事業計画(案)について
3月27日	(1) 平成30年3月22日申立て受付分について (2) 平成31年度子どもの権利サポート委員会事業計画について

(2) 子どもの権利サポート委員会の活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や委員会活動された活動です。

【平成 30 年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したもの

・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向いたり、来所していただいた上、調整活動（代弁等）を委員により行ったもの。

・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの、外部講師による研修などを委員が受けたもの。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

0件

■発意による調査件数

0件

■調査件数

1件

■勧告・要請、意見表明件数

0件

■公表件数

0件

□調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

4件

- ・小学校6年生
- ・小学校6年生
- ・中学校2年生
- ・中学校3年生

(4) 調整活動事例（相談事例）

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

事例 1 相談者と関係機関との調整をサポート委員が行なったケース

相談者 中学生 A さん

概要

A さんは学校の休み時間中の事故で病院に救急搬送され、長期に渡っての入院を余儀なくされた。学校側は保護者に事故発生時の状況を説明したが、A さんが記憶していた状況と大きな隔たりがあった。A さんは、校内の塀のそばを走っていたら、塀の上から上級生の B さんが飛び降りてきたと記憶していたが、学校側の説明は、塀のくぼみに立っていた B さんに、A さんが走り込んできてぶつかったというものであった。状況がはっきりしないので再度調査してほしいと保護者は校長に口頭で依頼したが、調査結果が変わる事はなかった。後日、学校から受け取った事故調査報告書にも同様の記載があった。

報告書には、『危険なので堀の周辺を走り回ることを禁止』していたとも記載されていた。それを読んだ A さんは、事故の責任は走っていた自分にあるのかな…、と思ったが、日に日に「真実が知りたい」という思いが強くなっていった。そこで保護者は市の教育委員会を訪れ、事故発生状況について一度も聞き取りをされていない A さんの話を聞いて貰いたいことと、B さんからも再度聞き取りを実施して欲しいという要望を伝えた。しかしながら、事故については既に調査済みであり再調査はしないという学校側の回答が届く結果となった。

初回相談

A さんと保護者がサポート委員会に来所し、相談員と面談した。その後、A さんとサポート委員との面談も実施され、本当の事が知りたいという気持ちを確認することができた。A さんも保護者も再調査実施に向けた働きかけをサポート委員会から教育委員会にして欲しいと希望していることから、文部科学省の学校事故調査のガイドラインに A さんの事故を照らし合わせたところ、再調査を実施すべき要件が満たされていることが確認できた。そこでサポート委員が教育委員会に出向き経緯の聞き取りを行うと同時に、ガイドラインを提示した上で今後の対応について教育委員会の見解を尋ねた。

その後の経緯

後日、教育委員会から「事故調査報告書の記載内容が不十分であるので補足調査を行いたい」という連絡がサポート委員会に入った。まずは A さんの保護者と教育委員会との間で調査すべき内容を協議することになった。A さんと B さんの双方からの聞き取りを希望している保護者に対し、学校側は不登校ぎみの B さんから話を聞くのはリスクを伴うと考えていた。また、教育委員会は A さんの保護者に、報告書を否定する根拠を示して欲しいと思っていた。

協議には、保護者の希望でサポート委員も同席した。同席にあたりサポート委員会からは、報告書の元となった資料の準備を教育委員会にお願いした。協議の場で保護者は報告書を否定する根拠として、A さんの聞き取りが一度も実施されていないことや、B さん自身や事故の目撃者である C さんが「B さんが飛び降りて A さんにぶつかった」と話してくれたことが報告された。サポート委員も、当事者である生徒からの聞き取りがないまま報告書が作成されたことについて疑問を投げかけた。教育委員会が当時の調査について資料を再度確認したところ、事故当時の聞き取りについては曖昧な記述が続き、はっきりとした事が分からないとの結論に達した。そこで、A さんや B さん、目撃した生徒等からの聞き取りを含めた補足調査が実施される運びとなった。

補足調査によって、B さんが飛び降りてきた事実が確認され、A さんと保護者に伝えられた。真実が知りたいという A さんの思いが叶う結果となった。

事例 2（相談者とサポート委員が面談して解決した事案）

【相談者】 小学校高学年 A さん

【相談内容と対応】

地域の役員から電話があり、学校でいじめにあって学校に行きにくくなっている小学生 A さんが地域にいたのでサポート委員会を紹介したとのことであった。そのうえで、A さんから電話があり、相談員が話を聞いた。A さんの相談の主訴はクラス内でのいじめで、学校に A さんの主張を伝えてほしいとの希望であった。

その後、A さんと母がサポート委員会に来所し、サポート委員が A さんと面談した。話を聞いていくと、一方的ないじめというより交友関係の悩みとの印象を受けた。また、サポート委員との面談の中で、自分で解決する力があることが見受けられたため、「サポート委員と一緒に作戦会議をしよう」と面談をすすめていったところ、「自分がまず担任の先生と話してから、トラブルになった子と話をする」など、A さん自身で解決方法を組み立てることができた。その後、それを自分の力で実行し、本人の納得する解決となった。母は A さんの事をとても心配していたが、A さんが自分で解決できたことにより、母も安心し、A さんを見守る姿勢となった。

A さんは、サポート委員と話をしていくうちに、自分で解決方法を見出し、それを実行できたことにより、自信がついた。

事例 3（相談者と相談員とのやり取りの中で解決した事案）

【相談者】 高校 3 年生 B さん

【相談内容と対応】

中学 1 年時から高校卒業まで、来所相談や相談電話を継続してきた。その中で、悩みは色々と変化していった。先生や友達との関わり、家族のこと、勉強や進路のこと、自分についてなど…そしていつも、自分が頑張っていることについての報告をしてくれた。様々な悩みを抱えた B さんであったが、サポート委員会は B さんと長期的な関わりを続けた。B さんは、自分の力で高校卒業まで頑張ることができ、卒業後についても、自分に合った進路をしっかりと自分で考えることができた。高校卒業となり、サポート委員会との関わりも終了した形となったが、長期的に B さんの話を聴き支えるということができた。

【相談者】 中学生 C さん(電話相談)

【相談内容と対応】

泣きながら電話があり、部活で自分のプレーがうまくいかず、他の部員からきつく責められ、とてもつらかったと話した。その気持ちを相談員が受容して話を聴いているうちに、「部活動を今後どうしていくか？」について、辛いが今は辞めなくて、練習をして頑張ってみる、あまりに部活が辛ければ、無理をしすぎないようにする。また悩んだら相談すると、自分の意思が明確になり、電話を切るときには声も明るく頑張ってみると話してくれた。

【相談者】 小学校高学年 D さん(相談員と面談)

【相談内容と対応】

ゲームの課金の事で親とけんかしたと来所。D さん、親、相談員の三者で面談した。親子で言い争う場面も見られたが、相談員が両者の言い分を聴いていくと、D さん、親ともに冷静に頭の中を整理できるようになっていった。D さんと親の価値観の違いは明白であったが、してはいけないことについての再確認ができ、また、面談の中で、D さんは、自分の主張を、自分で親に伝えることができた。最終的には、両者の気持ちの折り合いをつけることができた。

親と本人の二者であれば、お互いの主張を通そうと言い合いになるだけだが、そこに第三者(相談員)が入ることにより、親もなぜ子どもがそういう主張をするのか？を理解することができ、親子関係の再構築となった。

【相談者】 小学校低学年 E さん(電話相談)

【相談内容と対応】

「ひとりで留守番していて、ひとりで何をしたらいいかわからない」と、電話がかかってきた。そのため、相談員と一緒に、「留守番している間、何をしようか？」と考えた。そして、宿題をする、テレビをみる、おやつを食べる、など本人が言ったため、やってみることとなった。また、困ったら電話をしてねと伝えた。

※小学校低学年の時に、困ったら相談をするという経験をするることにより、成長して悩みが増えたときに相談できる力を持つことができる。相談することを肯定し、いっしょに考えることを大事にしている。

事例 4 (手紙相談)

【相談者】 小学校高学年 F さん

【相談内容と対応】

先生に差別されたという主旨のお手紙が届いたため、本人への返事として、「先生にどうしてなのか理由を聞いてみてはどうでしょうか？嫌だったと伝えてみてはどうでしょうか？親にも相談してもいいかもしれません。」などと、投げかけた。

再度手紙が届き、先生と直接、話ができて、スッキリしたとの内容であった。

困ったことを手紙で相談し、その返事をもとに、自分で先生と話をしてみるという行動につながった。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

平成30年度活動広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第10号）高（第7号）	市内の小・中・高等学校・養護学校（公・私立）（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）
活動報告会	一般公開	9月	9/1（土）平成29年度子どもの権利サポート委員会活動報告会を実施（基調講演 SNSって便利？こわい？）
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第11号）高（第8号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）
行事参加	イベント参加者へ啓発用品配布	10月	10/27フレミア秋まつりに参加（くまさんロールケーキ投げゲーム）
小学校社会見学	公立小学校2年 フレミア社会見学	11月	社会見学（フレミア見学）時に、子どもの権利サポート委員会室内見学及び説明（お手紙フォーム、ダイヤルカード、リーフレット配布）
研修会等講師	青少年対策地域協議会委員の学習会参加者	1月	1/17 「子ども、保護者の関わり方について」をサポート委員により講演
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布
啓発グッズの配布（赤ボールペン）	市内の小・中学校（公・私立）（計39校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	2月	学校を通じて対象児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第12号）	市内の小・中学校（公・私立）・養護学校（計42校）に通う子ども	1月、2月	学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズとともに配布）
手紙フォームの配布	市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズ（クリアファイル）に挟み込んで対象者に配布）
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
広報紙へ掲載	相談窓口	年中	
HP掲載	サポート委員会について	年中	随時情報を更新
Facebook	子どもの権利サポート委員会	年中	随時情報を更新

視察など

取組内容	視察	時期	内容
子ども施策と地方自治全国自治体シンポジウムへ参加		2月	2/10、2/11福岡県宗像市にて開催

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

◆周知用カード

◆周知用ポスター

◆周知用ポスター

◆周知用ポスター

◆周知用リーフレット

宝塚市

子どもの権利サポート委員会とは
「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする
0120-931-170
携帯・公衆電話からも無料です

会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く
手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者
(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
プレミラ宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から歩いて10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市
子どもの権利サポート委員会



無料相談電話
0120-931-170
携帯・公衆電話OK

宝塚市子どもの権利サポート委員会



ひとり なや なん はなし
一人で悩まないで、何でもお話してみてね！

こんなとき…

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友達のことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会
無料相談専用電話
きゅうさい いーなまる
0120-931-170
子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てくださいね。

解決

- 元気がなった
- ぼっとした
- どうすればいいかわかった
- 安心して、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

話してみてね

- 友だちのこと
- 家族のこと
- バイト先のことなど…
- 学校のこと
- 自分のこと

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してみてね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらう人、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル

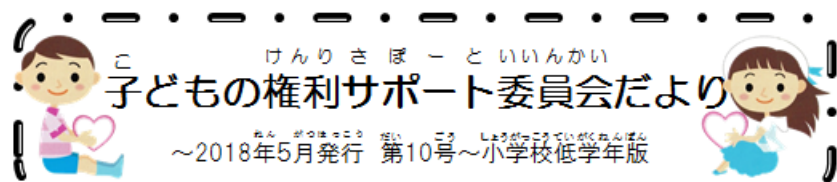


②小学6年生、中学3年生 赤ボールペン



◆子どもの権利サポート委員会だより

小学生低学年版



新しいクラスや先生、お友達にはなれましたか？

★サポート委員会に電話をかけてお話してみよう

受話器を持つ⇒番号(0120-931170)を押す。⇒呼出音の後に、「子どもの権利サポート委員会です。」とおこたえますので、お話してみよう！うまく話せなくてもいいよ。※相談できる時間以外はテープの声が流れます。

★お手紙を書いてみよう(あて先は下にあるよ)

右のQRコードからお手紙用便せんを印刷するか、家にある便せんで書いてみてね。



※お手紙でのお返事がほしいときは、あなたの名前、住所、学年を書いてね。

昨年度は小学生からの相談がいちばん多かったよ！お友だちと仲直りしたい、いやなことと言われちゃった、家でおこられちゃった…などのお話やお手紙がありました。

ほっとひといき！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

★逆立ちすると体重が軽くなる生き物はなにか？

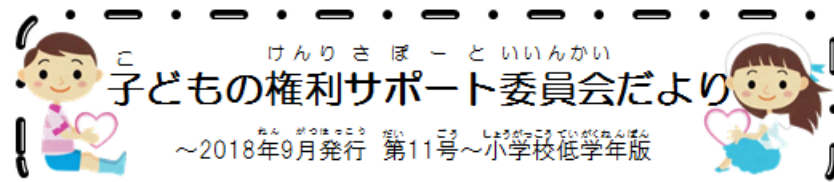
前回のなぞなぞの質問と答え：食べると安心するケーキはなにか？→ホットケーキ

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒865-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

無料相談

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。

小学生低学年版



夏休みが終わり、2学期が始まりました！
サポート委員会に何でもお話してみよう！

困ったなあ、だれかにきいてほしいなあ…ってことはありますか？
だれかに話すと、気持ちがすっきりしてほっとするのでお話してみよう。
うまくしゃべれなくてもいいよ。お電話でもお手紙でもいいよ。

きゅーさいいーなまる(0120-931170)に電話してみよう



名前は言わなくてもいいよ、
ひみつは守るので安心してね！

ほっとひといき！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

★れいそうこの中に動物がいます。どんな動物かな？

前回のなぞなぞの質問と答え：一足立ちすると、体重が軽くなる生き物はなにか？→イルカ

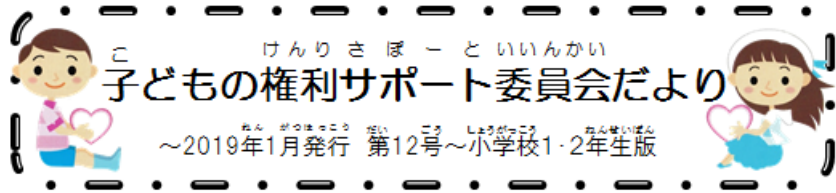
0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒865-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

無料相談

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をとお聞きしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は
住所と名前を書いてね！

小学生低学年版



きゅーさいいーなまる (0120-931170) に電話してね
 ★★★★★あなたのお話 ききたいな…★★★★★

困ったな、どうしよう、きいてほしいな・・・そうしたら、
 サポート委員会に相談してみてね。手紙もOK!

なんでも話してみてね。ひとりで悩まないでね!

相談した人の声 電話してよかった、話をきいてもらえた!

ほっとした。すっきりした。がんばってみようと思った…など



ほっとひと息! なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

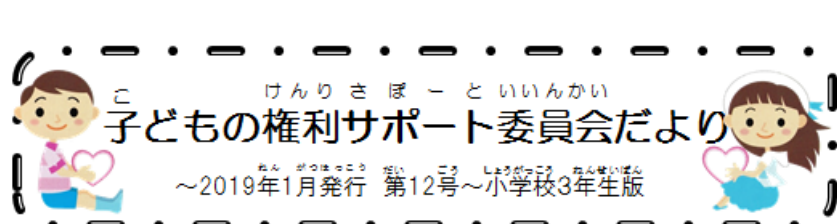
★からはからしても、冬の冷たいからしってなあに?

前回のなぞなぞの質問と答え: 一れいぞうこの中に動物がいます。どんな動物かな? →ぞう

0120-931-170 月~金曜日 13時~19時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 住所: 〒885-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は
 住所と名前を書いてね!



3年生のみなさん、啓発グッズのクリアファイルをぜひ使ってね!
 中にはさんでいるお手紙を送ってみてね。お返事を希望して住所
 と名前を書いてくれたら必ずお返事を書くよ!

友だちにいやな事言われちゃ
 った、けんかしちゃった、友だち
 のことが心配、クラスの事・・・
 どんなことでもいいよ!

毎年、3年生のみなさんから、
 たくさんお手紙をもらい、
 とてもうれしいです☆



お電話もまっています!

ほっとひと息! なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

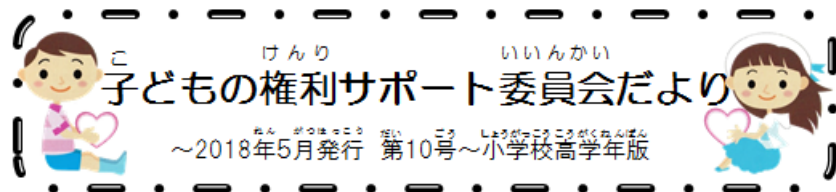
★からはからしても、冬の冷たいからしってなあに?

前回のなぞなぞの質問と答え: 一れいぞうこの中に動物がいます。どんな動物かな? →ぞう

0120-931-170 月~金曜日 13時~19時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 住所: 〒885-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は
 住所と名前を書いてね!



新しいクラスやお友達、先生とはどうですか？

学校や家でしんどいなあ、お友達と遊んでいて困ったなあと思ったら・・・

★0120-931170に電話をかけてお話してみてね

番号を押したら、呼出音の後に「子どもの権利サポート委員会です。」とお答えするので、なんでも話してみてね。うまく話せなくてもいいよ。お話したらホッとしましたという声もききました。 ※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

★お手紙も送ってね

昨年度は小学生からの相談がいちばん多かったよ！



お手紙印刷用紙せん

こんなお手紙が届いたよ！

友だちとけんかしたけど仲直りしたい、きょうだいの中で自分ばかりおこられる、みんなで仲良くするにはどうしたらいい？注意してもきいてくれない人がいる、いやなこといわれちゃった・・・

みなさんはこんなときどうしますか？困ったら相談してね！お手紙をやり取りして、「もう大丈夫です」とのお返事ももらったよ！

ほっとひと息！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★わかってもらってもわからないものは何かな？

前回のなぞなぞの質問と答え：一よんでもよんでも返事をくれないものはなあに？→本

0120-931-170

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

月～金曜日 13時～19時

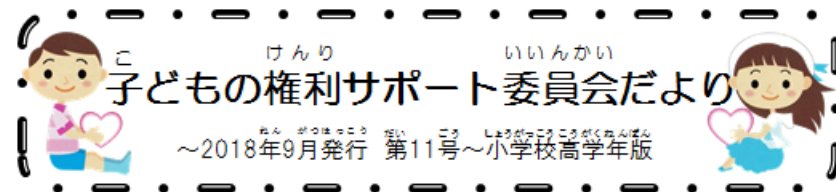
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

住所：〒685-0867 宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

ひみつは
まもりまします



夏休みが終わり、2学期が始まりました。あなたやお友達は元気かな？

きいてほしいなと思うことがあったら、何でもお話してみてね！

Q & A

お電話でもお手紙でもいいよ！

①名前を言わないといけなの？

→言っても言わなくてもどちらでもいいよ。ニックネームでもいいよ。

②学校や親に伝わっちゃうの？

→あなたが望まない限り、伝わりません。ひみつは守ります。

③お電話したらどうなるの？

→ゆっくり話をきいて一緒に考えます。

ほっとひと息！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★舞台の中にかくれている動物はなにかな？

前回のなぞなぞの質問と答え：わかってもらってもわからないものは何かな？→割り算



0120-931-170

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

月～金曜日 13時～19時

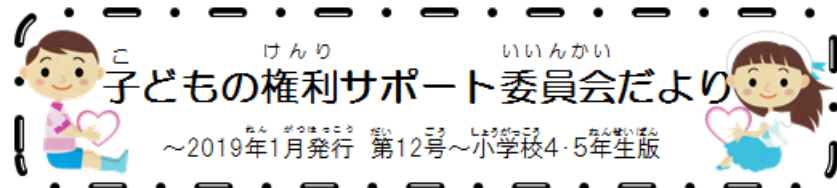
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

無料相談

住所：〒685-0867 宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



みなさんは、インターネットを使っていますか？

なんでも調べることができて、新しいニュースを見たり、面白動画を見たり、とても便利ですね。でも、知らずに使っていると危険なこともたくさんあるので、皆さんが使う時には、おうちの方と相談しながら上手に使ってくださいね。困ったことがあれば相談してね。

困ったな・・・こんなこと、だれにも言えないなどと思ったら、サポート委員会に相談してね。だれかに話すと、ほっとしたりスッキリします。ひとりで悩まないでね。名前は言わなくてもいいよ！

お電話やお手紙、待ってます

あなたのお話を聴きたいな...といつも思っています！



ほっとひと息！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★冬のホカホカあったかい色ってどんな色？

前回のなぞなぞの質問と答え：舞台の中にかくれている動物はなにかな？→ふた

☎ 0120-931-170

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

無料相談

お手紙あて先

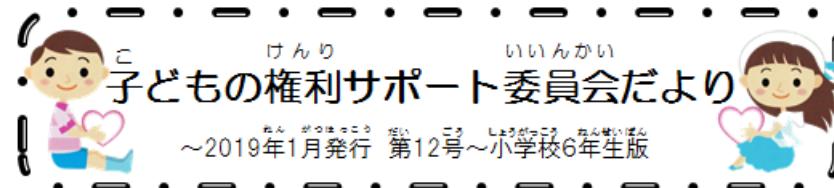
宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

ひみつは
まもりまします



もうすぐ中学生になりますね。期待と不安でドキドキかな？

宝塚市に住んでいる、または宝塚市内の学校に通っている子どもは、中学生になってもサポート委員会に相談できます。配布のボールペンの電話番号を見て電話してね！

困ったな・・・こんなこと、だれにも言えないなどと思ったら、サポート委員会に相談してね。話すとほっとすることもあるよ。ひとりで悩まないでね！あなたの話を待っています。



みなさんはインターネットを利用しますか？なんでも調べることができ、新しいニュースが見れて、面白動画もいっぱい！すぐに時間がたってしまいます。とても便利ですが、知らずに使っていると危険なこともたくさんあるので、おうちの人と相談しながら上手に使ってくださいね！

困ったことがあれば相談してね。

ほっとひと息！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★冬のホカホカあったかい色ってどんな色？

前回のなぞなぞの質問と答え：舞台の中にかくれている動物はなにかな？→ふた

☎ 0120-931-170

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

無料相談

お手紙あて先

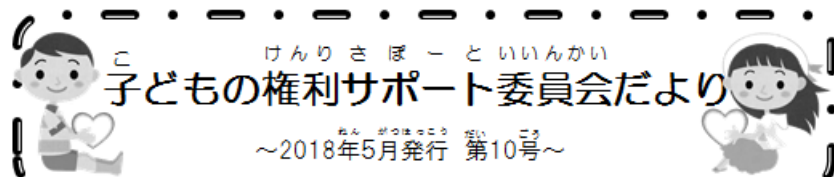
宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

ひみつは
まもりまします



あた ぐねん
新しい学年になりました！
とも せんせい
お友だちや先生とはどうですか？

さぽーと いいんかい でんわ
★サポート委員会に電話をかけてお話ししてみよう

じやわき ちうばんごう ぜろいちにじろ きゅうさいいーなまる
受話器を持つ⇒番号(0120-931170)を押す。⇒呼出音の後
に、「子どもの権利サポート委員会です。」とおこたえますので、
お話ししてみよう！うまく話せなくてもいいよ。※相談できる時間以外は
テープの音が流れます。

てがみ か
★お手紙を書いてみよう(あて先は下にあるよ)

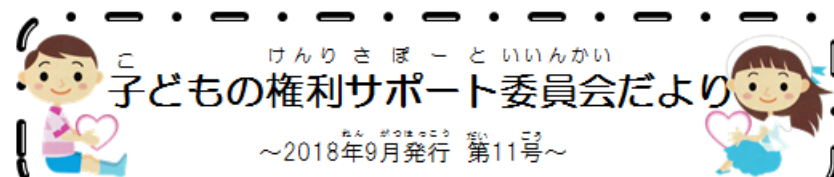
みぎ の Q R コードからお手紙用便せんを印刷するか、
家にある便せんか書いてみてね。
※お手紙でのお返事がほしいときは、あなたの名前、住所、学年を書いてね



とも なか
お友だちと仲なおりしたい、いやなことを言われちゃった、家で
おこられちゃった・・・などのお電話やお手紙がありました。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒885-0867 宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会
相談は無料

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



なつやす お がつき はじ
夏休みが終わり、2学期が始まりました！
いいんかい なん はなし
サポート委員会に何でもお話ししてみようね！

こま
困ったなあ、だれかにきいてほしいなあ・・・ってことはありますか？
だれかに話すと、気持ちがすっきりしてほっとしたりします。
うまくしゃべれなくてもいいよ。お電話でもお手紙でもいいよ。

きゅうさいいーなまる (0120-931170) に

でんわ
電話してみようね。

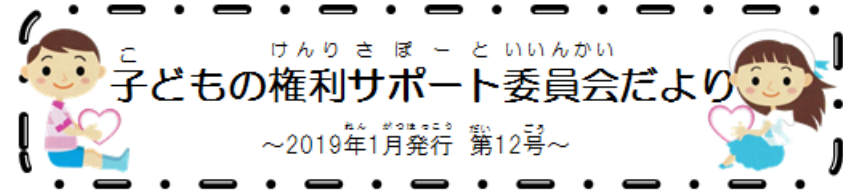


なまえは言わなくてもいいよ、
ひみつは守るので安心してね！

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒885-0867 宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会
相談は無料

お返事希望の場合は
住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



だれかにきいてほしいな、話し相手がほしいな…という時はありますか？

だれかに話すとすっきりしたりホッとしたりできます。なんでも話してみてね！安心して自分のペースでお電話してください。

啓発グッズのクリアファイルをぜひ使ってね！

おひつは
無料相談

ともだちにいやな事言われちゃった、けんかしちゃった、友だちのことが心配・・・
どんなことでもいいよ！



おはなしてみてね！

おひつは
あります

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒685-0867 宝塚市売布束の町12番8号プレミア宝塚2階
こどもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が「子ども」の話を聴きたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2018年5月発行 第10号～ 中学生版

新しいクラス・新しい生活が
スタートして1ヶ月がたちました。
みなさんいかがお過ごしですか？

コラム

少し前ですがグレイテスト・ショーマンという映画を観ました。レ・ミゼラブルを観たときに
素晴らしい！と感動したヒュー・ジャックマンという俳優のミュージカル映画でした。
期待していた以上の物語と素晴らしい音楽で胸がいっぱいになりました。
ストリートでキラキラしたメッセージ性が強かったので、わたしのような年齢になると
すこし眩しすぎる！と感じたところもあったのですが・・・でも感動でした。
世の中には色々な人がいて色々な価値観があるということ「みんなちがって、みんないい」
「ありのままに」ということをこの映画を観て、改めて考える機会になりました。
多感な時期といわれるみなさんだと思ふのですがみんなが同じである必要もないと思ひますし
それぞれが、その個性なりに本当に素晴らしいと思います。
中学生のみなさんはどんな映画を観るのでしょうか・・・

子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）として・・・
みなさんが安心して悩みを相談できるように、様々な視点からお話を聞かせていただき
サポートさせていただけたら幸いです。ついつい話にきたくなるような、なにかのついでに寄り
たくなるような、そんな子どもの権利サポート委員会を目指していきたいと思っています。
手紙での相談も受け付けています。秘密は必ず守ります。

子どもの権利サポート委員会のFacebookも
ぜひ見てくださいね！
フレミラ内の美しい木花・風景などものをせています♪



0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 〒85-0887 宝塚市東の町12番8号
フレミラ宝塚2階

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し
サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2018年9月発行 第11号～ 中学生版

夏休みいかがお過ごしでしたか？

受験勉強は大変ですか？部活は厳しいですか？中学生のみなさんが日々頑張っておられる
姿が想像できるのでわたしは励まされています。大変なことを乗り越えると良いことが増
える！といひます。でもくれぐれも無理なさいませんにように。

・・・コラム・・・

今年の夏、一度は聴かれたことあったのではないのでしょうか？嵐の「夏疾風」
疾風は、「はやて」と読むそうて、夏疾風の意味は日本に古くから伝わる夏らしく眩しく吹き抜
ける力強い風を表すんだそうです。第100回全国高校野球選手権記念大会のテーマソングにも
なっていたので、夏にける球児たちの想いがイメージされていたが、わたしは若いエネル
ギーをたくさん持っている中学生のみなさんへの応援歌にもぴったりだと思ひました。
歌詞の中にある「きっとたどり着ける」「明日へとまたつなぐ希望」とか「限りある時の中、輝
け」などのフレーズから、みなさんがご自分の目標に向けて達成したり、時間を有効に使いなが
ら目標に向かって毎日頑張っておられるなら、みなさんの想う「約束の場所」に必ず行けるの
だろうな・・・と思っています。この夏は、テレビやラジオから「夏疾風」がよく流れてきまし
たが、わたしのような中学を、十数年前に卒業したもののでも、一瞬のきらめきを大切にしたいな
と思ひました♪

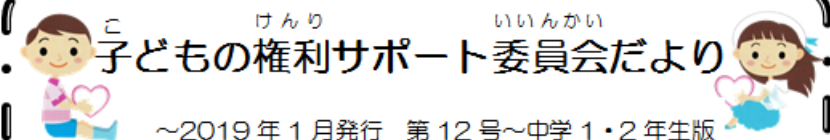
子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）として・・・
みなさんが安心して悩みを相談できるように、様々な視点からお話を聞かせていただき
サポートさせていただけたら幸いです。ついつい話にきたくなるような、なにかのついでに寄り
たくなるような、そんな子どもの権利サポート委員会を目指
しています。手紙での相談も受け付けています。秘密は必ず守
ります。子どもの権利サポート委員会のFacebookも
ぜひ見てくださいね！



ひみつは
まもります

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 〒85-0887 宝塚市東の町12番8号フレミラ宝塚2階
お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会
お返事希望の場合は住所と名前を書いてくださいね！

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し
サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



2019 年スタート

コラム・・・

今年は平成時代が終わり、新しい時代になるというきわめて印象に残る 1 年となりそうですね。さて平成時代に最も歌われた楽曲が昨年発表されていました。その曲とは、一青窈さんの「ハナミズキ」だそうです。中学生の皆さんには聴き馴染みがあるのでしょうか？花水木の花言葉は「永続性」「返礼」「わたしの想いを受けてください」とあります。20 世紀初頭、日米の友好を願って日本からは桜がアメリカに贈られ、その「返礼」としてアメリカから贈られたのが花水木です。この歌はアメリカ同時多発テロ 911 へのメッセージソングとして作られたというエピソードがあるのですが、一青窈さんはテロに対する怒りの連鎖が止まるようにと祈りを込めて作られたそうです。歌詞には「つばみをあげよう底のハナミズキ・・・果てない夢がちゃんと終わりますように 君と好きな人が百年続きますように」とあります。自分の好きな人の幸せを願うことは誰しもが出来ますね。「つばみ」ということはこれから花が咲くことを意味し、未来へつなぐことを示しているのかもしれませんが、一人ひとりが自分の好きな人のずっと先の幸せを願うことで、怒りの連鎖が止まり、これから未来に向かう人々に夢が叶いますようにという気持ちが伝わる曲だと私は思いました。新しい時代の始まり、中学生のみなさんの夢が叶うよう、応援しています。

子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）として・・・

みなさんが安心して悩みを相談できるように、様々な視点からお話を聞かせていただきサポートさせていただけたら幸いです。ついつい話にきたくなるような、なにがのついでに奇りたくなるような、そんな子どもの権利サポート委員会を目指しています。手紙での相談も受け付けています。秘密は必ず守ります。子どもの権利サポート委員会の Facebook もぜひ見てくださいね！



ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13 時～19 時
土曜日 第 1・3 火曜日 10 時～17 時

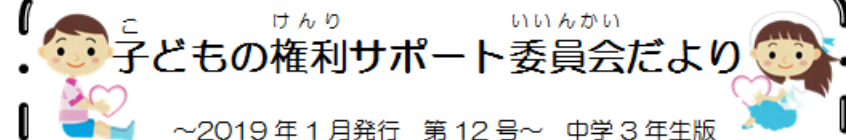
（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 〒865-0887 宝塚市売布東の町 12 番 8 号フレミア宝塚 2 階

お手紙あて先

子どもの権利サポート委員会

お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



2019 年スタート

コラム・・・

今年は平成時代が終わり新しい時代になるというきわめて印象に残る 1 年となりそうですね。さて平成時代に最も歌われた楽曲が昨年発表されていました。その曲とは一青窈さんの「ハナミズキ」だそうです。中学生の皆さんには聴き馴染みがあるのでしょうか？花水木の花言葉は「永続性」「返礼」「わたしの想いを受けてください」とあります。20 世紀初頭、日米の友好を願って日本からは桜がアメリカに贈られ、その「返礼」としてアメリカから贈られたのが花水木です。この歌はアメリカ同時多発テロ 911 へのメッセージソングとして作られたというエピソードがあるのですが、一青窈さんはテロに対する怒りの連鎖が止まるようにと祈りを込めて作られたそうです。歌詞には「つばみをあげよう底のハナミズキ・・・果てない夢がちゃんと終わりますように 君と好きな人が百年続きますように」とあります。自分の好きな人の幸せを願うことは誰しもが出来ますね。「つばみ」ということはこれから花が咲くことを意味し、未来へつなぐことを示しているのかもしれませんが、一人ひとりが自分の好きな人のずっと先の幸せを願うことで、怒りの連鎖が止まり、これから未来に向かう人々に夢が叶いますようにという気持ちが伝わる曲だと私は思いました。新しい時代の始まり、中学 3 年生のみなさんの夢が叶うよう応援しています。

中学 3 年生の皆さんに啓発グッズとして赤ボールペンをご用意しました。どうぞ使ってくださいね

★★★子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）として★★★

みなさんが安心して悩みを相談できるように、様々な視点からお話を聞かせていただきサポートさせていただけたら幸いです。ついつい話にきたくなるような、なにがのついでに奇りたくなるような、そんな子どもの権利サポート委員会を目指しています。手紙での相談も受け付けています。秘密は必ず守ります。子どもの権利サポート委員会の Facebook もぜひ見てくださいね！



ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13 時～19 時
土曜日 第 1・3 火曜日 10 時～17 時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 〒865-0887 宝塚市売布東の町 12 番 8 号フレミア宝塚 2 階

お手紙あて先

子どもの権利サポート委員会

お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより (子どもの悩み相談)

～2018年5月発行 第7号～ 高校生版

今号の Topics

子どもの権利サポート委員会って？

子どもの権利サポート委員会(以下、サポート委員会)は、皆さんからの悩み相談を受け付けています。「コドモノケンリ!」って、堅苦しい雰囲気があるし、説明されそうで…なにより高校生が電話してもいいのかな…と悩んでいるあなたに、ここでちょっとサポート委員会を紹介します!

1 Free of charge

宝塚市内の小学校・中学校・高等学校に在学している人、市内に在住・在勤の18歳未満の人のことなら誰でも無料で相談することができます。「誰にも相談できない…」「こんなことを相談してもいいのかな…」なんていう心配は無用、ひとりで抱え込まずに気軽に話してみてください!!

2 Promise

秘密は守ります。相談者の気持ちに寄り添って一緒に考えるので、サポート委員会が「こうしたらいいよ」と考えを押し付けることはありません。相談者が希望しない限り、親や先生はもちろん、誰にも知らせることはありませんので安心して相談してください。

3 Choice

相談方法は3つ、電話相談・来所相談・手紙相談があります。サポート委員会のHPからインターネットによる相談受付も行なっています。相談時間内(裏面相談時間を見て下さい)なら、サポート委員会のFacebookトップに表示されている「今すぐ電話」をクリックするとフリーダイヤルの相談電話に繋がります。

宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによる サポサポ委員会紹介動画アップ中



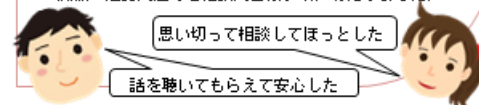
< QR コード >

宝塚市の公報番組「知ってよ!宝塚」に、宝塚市子どもの権利サポート委員会の紹介動画をアップ中、今回の動画は、脚本・演出・出演に至るまで生徒さんに作成していただきました。友人関係で悩む主人公が登場、友人のアドバイスもありサポート委員会を訪れます。みなさんも是非一度見て下さいね。YouTubeのトップページから『宝塚市子どもの権利サポート委員会』で検索するか、左のQRコードからどうぞ。



～昨年度(平成29年度) 相談状況について～

高校生に関する新規相談のうち、本人からの相談は7割以上を占めました。初回相談方法の多くは電話相談でしたが、来所相談や手紙相談もありました。少し話を聴いて欲しいという内容から、友達関係の悩み・親との関係・進路問題等と相談内容は多岐にわたりました。



速報

平成29年度活動報告会

開催決定!!

昨年度の活動報告会を平成30年9月1日(土)に市立中央公民館で開催いたします。詳細については後日HP等にアップしますのでご確認ください。参加費は無料、高校生の皆さんの参加も大歓迎!!会場でお待ちしています。

～ Bulletin board ～

予約不要の来所相談

予約不要の来所相談を随時受付中!!相談時間内に直接サポート委員会にお越しください。サポート委員会はプレミアム宝塚の2階にあり、静かに話ができる相談室も完備。サポート委員会のFacebookにて最寄り駅(阪急宝塚駅)からのアクセスを動画で公開中。

プレミアム宝塚1階受付の警備員さんに「サポート委員会に相談に来た」と伝えてください。プレミアム宝塚の来館証がなくても入館できます。

Facebookもチェック



ネットで情報更新中!!

サポート委員会では、Facebookの他に宝塚市のHPや、子ども向け公式HP「たからづか KIDS」でサポート委員会を紹介しています。「どんなところか分からないので相談しにくい…」と思ったら、HPをチェックしてください!サポート委員会の写真も掲載しています♪

宝塚市子どもの権利サポート委員会

検索



あたまの体操

9-A	1-B	10
2	0	
3		12
4	11	
	6	5
7		8-C

クロスワードパズルを解いて、ABCD順に文字を並べると、単語が完成します。回答は次号に掲載します。HPでも公開中!!

あたまの体操

- 1 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 2 大谷園平が所属する劇団A-000000
- 3 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 4 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 5 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 6 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 7 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 8 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中

あたまの体操

- 1 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 2 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 3 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 4 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 5 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 6 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 7 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中
- 8 宝塚市立宝塚北高演劇科の生徒さんによるサポサポ委員会紹介動画アップ中

0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミアム宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

秘密は
守ります

秘密は
あります

3 活動報告会

◇平成 29 年度活動報告会（平成 30 年 9 月 1 日開催） ※前年度分の活動を報告しました。

平成 26 年 11 月 1 日よりスタートし、4 年を経過し、子どもの権利サポート委員会の活動をご理解いただける機会として活動報告会を実施しました。今後も継続した実施をしていけたらと思います。

- 実施内容 -

テーマ「SNS って便利？こわい？」

・平成 29 年度活動報告

宝塚市子どもの権利サポート委員 委員長 田中 賢一

宝塚市子どもの権利サポート相談員

・講演

「子どもたちのインターネット事情と大人の役割」

兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 本田 英理 さん

・ディスカッション「SNS って便利？こわい？」

宝塚市子どもの権利サポート委員 委員 浜田 進士

宝塚市子どもの権利サポート委員 委員 西 友子

兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 本田 英理 さん

平成29年度 SNSって便利？こわい？
宝塚市子どもの権利サポート委員会 活動報告会

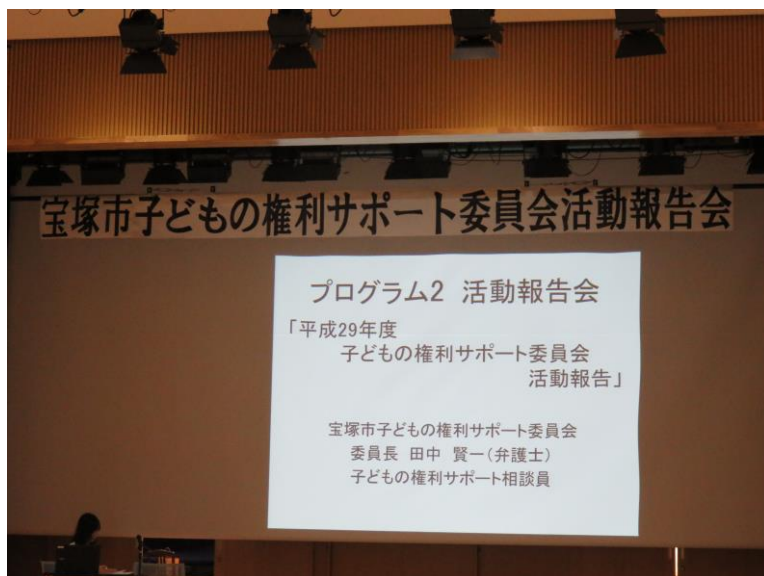
プログラム
2018年（平成30年）9月1日（土）
宝塚市立中央公民館 1Fホール

13:00	1 開 会 あいさつ
13:05	2 活動報告会 「平成29年度 子どもの権利サポート委員会活動報告」 宝塚市子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一（兵庫県） 子どもの権利サポート相談員 休憩
13:30	3 講 演 「子どもたちのインターネット事情」 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 本田 英理 さん
14:05	4 ディスカッション「SNSって便利？こわい？」 ■コーディネーター 子どもの権利サポート委員会 委員 浜田進士（宝塚市） 委員 西 友子（大塚市） 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 本田 英理 さん
15:00	5 閉 会

子どもの権利サポート委員会相談専用電話
0120-931-170(無料・24時間) 19-27(無料・24時間) 119-117(有料・24時間)

宝塚市子どもの権利サポート委員会 事務局 Tel (0797) 91-0004

＜活動報告会＞



4 啓発活動

◇フレミア宝塚 秋まつり（平成 30 年 10 月 27 日開催）

毎年恒例の秋まつりに参加しました。ロールケーキ投げゲームを開催し、たくさん子どもたちが来てくれました。子どもの権利サポート委員会を知ってもらう機会、また、子どもたちに知っているか尋ねたところ、学校を通じて配っているお便りを見ていてくれていることがわかり、継続した活動の必要性を感じました。



◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube QRコード)

『子どもの権利をどのように広報するのか』

子どもの権利サポート委員会委員 浜田進士

はじめに

2019年は国連総会で、子どもの権利条約が全会一致で採択されて30年、そして日本政府が子どもの権利条約を批准（国内の法律として取り入れること）して25年の記念の年となります。

虐待や学校事故など子どもたちが亡くなる事例が後を絶ちません。私たち「宝塚市子どもの権利サポート委員会」（以下、サポート委員会）は今年、このような悲しい出来事を二度とおこさないために「子どものための連携と情報共有」をテーマに議論していくことになりました。

様々な機関の連携と情報共有には、何が子どもにとって最善の利益なのかを考える「共通の言語」が必要です。私は、共通言語は「子どもの権利条約」だと考えます。そこで子どもの権利の広報について述べてみたいと思います。

適当かつ積極的な手段による広報

子どもの権利条約は、第42条「広報義務」として締約国（＝子どもの権利条約を取り入れることを約束した国のこと）に①「権利の保有者」である子どもへの広報義務を課していること、②「責務の担い手」であるすべてのおとなへの普及を徹底すること、③条約を適当かつ積極的な手段によって広報すること、の3つを要請しています。3つ目の子ども権利条約を「適当かつ積極的な手段によって広報する」とはどのようなことでしょうか。

それは、子どもたちの現実に即した実践力が身につく広報が必要だということではないでしょうか。多くの子どもたちは学校で、知識としては人権や権利を学んでいるはずなのに、いじめへの対応など肝心なときにこれをいかすことができません。ジュネーブの国連子どもの権利委員会は広報・学習を「講義ではなく社会変革、相互交流および対話の過程としてとらえたときにもっとも効果的になる。意識啓発には、子どもおよび若者を含むあらゆる階層を関与させるべきである」（一般的意見5号69）と強調しています。子ども期にとって欠かせない権利を、「アクティブラーニング＝参加型学習」や「広報へ参加」によって学習し、身近な生活に生かしていくことが、子ども自身の課題のより良い解決につながるのではないのでしょうか。

子ども向けの広報の課題

子どもへの広報に関して、留意すべき点について述べます。

第 1 に、チャイルド・フレンドリー（子どもにやさしい）な広報に取り組むことが大切です。

子どもにわかりやすい広報・学習資料の作成・配布は、政府・自治体・NPO によって取り組まれている。例えば、川崎市は、『子どもの権利条約ってなに？』という子ども語訳による 3 種類（小学校低学年版・高学年版・中高生版）作成している。日本が「子どもの権利条約」を批准した 1994 年から配布を開始し、権利条約の理解に役割を果たしている。サポート委員会では、周知用カード・ポスター・リーフレット・啓発グッズそしてサポート委員会だよりを作成しています。

第 2 に、子どもたちの自己肯定感情を育む広報を優先しなければなりません。

単なる知識ではなく、自己や他者の権利を実際に守れるような権利行動力を子どもたちが身につけるためには、学んだ知識を権利行動のつなぐための内的な衝動を起こす感性、すなわち人権感覚の獲得が欠かせません。そのためには「自分のことが好きになれない」子どもの実感をおとさに伝え、自己肯定感情＝自尊感情（セルフ・エスティーム）の獲得が子どもにとって最優先課題であることを啓発していく必要があります。自分が大切にされ、自分にどんな権利があるかを知ることが、他者共感、人権の相互尊重の感性の獲得につながります。

第 3 に、広報は子どもたちの現実に即した実践力が身につくものでなければなりません。

事故・犯罪・虐待・体罰・デートレイプ・リベンジポルノ・SNS 被害など、子ども期の生活や学習にとって欠かせない子どもの権利の課題を取り上げて、その権利活用のスキルを伝え、学ぶことが重要です。子どもたちの現実に即した実践力が身につく学習方法として、参加型学習の取り組みも市内の多く学校や NPO 等で行われています。サポート委員会も、私たちに子どもたちが相談したら、どんなふうに元気になるか、「解決イメージ」を共有できるようにしたいと考えます。

第 4 に、広報資料作成には、子どもおよび若者を含むあらゆる階層の参加が不可欠です。

いくつかの自治体や NPO では、子どもの参加を積極的に取り入れ、子ども自身の関わりによって子ども向け広報資料を作成しています。岐阜県多治見市は、子どもの権利条約の趣旨を浸透するため啓発リーフレット「知っていますか？子どもの権利条約」を作成するにあたって、全条文を子どもたち自身で学習し、自分たちの現実の生活の中で、特に関わり

が深いと思う 10 の条文をピックアップした。主な配布対象となる『子ども』にわかりやすい表現にするために、子ども自身によることばとイラストを用いて、話し合いを重ね作成したものです。サポート委員会も、広報資料の改定にあたっては、子どもたちから意見をより積極的に聴きながら作成していきます。

第 5 に、見えにくい子どもへの広報を大切にして、誰一人取り残しません。

子どもの権利条約を共通言語とすることは、ジェンダー（性差）、家庭状況、心身の障害、エスニシティ（人種・民族・言語）などの間の「格差」や「不平等」に目を向けることを強調することになります。もっとも権利を奪われ存在が見えにくい子どもにフォーカスしているかどうかを検証しなければなりません。具体的な取り組みとして「子どもの権利ノート」がある。子どもの権利ノートは、児童福祉施設で生活することになった子どもたち自身が権利について理解し行使していける、また集団生活のもと権利の制約が起こりやすい施設において、その行使を可能にする環境作りを目的に作成されたものです。サポート委員会は、この「権利ノート」が里親家庭で暮らす子どもたちや障害児施設の子どものもいきわたるよう働きかけていきたいと考えます。

まとめ

今後、子どもたちが、宝塚市内の子どもを支える各種機関にアクセスしやすいように、現在、各広報活動が SOS を求める子どもへどのように伝わっているかを調査・分析する必要があります。私たちサポート委員会も、子どもにとって、相談機関を「知る」こと「わかる」こと「使える」ということの 3 つの間には、いくつものハードルがあることを自覚して、今後も広報活動をすすめていきます。

さらに、学校内で、授業の一環として、子どもの権利条約の広報をさせていただけるように、教育委員会・校長会と連携しながら、すすめていきます。

以上

『子どもは学ぶ』

子どもの権利サポート委員会委員 西 友子

昨今、子どものかかわった痛ましい事故や事件が続いています。毎朝、ニュースを見るたびに、悲しく、辛く、憤りを感じます。ワイドショーのコメンテーターの方々は、原因から今後策を論じておられます。二度と悲劇をくりかえさないためにも、それは大切なことです。しかし、ここではその事ではなく、少し違う角度で論じてみることにします。

表題に書きましたが、人は日々、たくさんのことを学習します。その内容についての監修は誰もしていませんので、嘘も真もごちゃ混ぜになって、善意も悪意も一緒になったもので学ぶのです。前述しました事故や事件は、真実が公表される可能性があります。我々がその真実を目にする可能性、となるとそれほど高くはないかもしれません。例えば、新聞等で発表された内容が誤報であったとしても、その報道を知った全員が謝罪文まで目にして真実を確認できるわけではないのです。つまり、人は個人が知ったこと、その本人の知ったことが「知識」となって学ぶことになるのです。また、大人はその知識をそれぞれの価値観で「判断」します。子どもはどうでしょう。その「判断」が曖昧なために、「知識」が独り歩きしてしまうことが往々にしてあります。

情報の中に「流行り」や「みんな」という言葉があります。「流行っている」と聞くと、「みんながやっている」と考えてしまいます。幼い子どもが「みんな持っている！」と言います。「みんな」ってどのくらいの人数のことを言うのでしょうか。以前、大学生に「みんな」の人数を尋ねたことがありました。80～100%と答えた人も確かにいましたが、自分の周囲の人、つまり20%以下でも「みんな」ととらえている人もいました。この水準の違いが、大きな誤解となり、自分自身を苦しめることにもつながります。生きていく中での味方や敵の数になってしまうからです。子どもたち、客観的な水準ではなく、主観的な水準で救われたり傷ついたりするのです。そして、ここで安心感や孤独感等を学ぶのです。誤解の無いように申しますが、「感じることをとめることは出来ない」のです。だから、周囲の人は「感じてもらえるように工夫する」しかできないのです。

前提のお話が長くなりました。相談電話をかけてきてくださる子どもたちは、自分の基準で困って、辛くて、おかしいと思い自分を守ってほしい、という気持ちをたくさん持ってお話ししてくれます。そこに、客観的な審判は必要ないのです。その子が解決できなくて困ってしまっている事実を大切に受け止めないといけないのです。しかし、前

段で書きましたように、誤ったあるいは不確かな情報で、心をかき乱されて辛い思いをしている子どもも少なくはありません。困っている子どもがいれば、その原因が同時に存在しているのです。その原因は、複合的で、個人的な問題だけでなく社会的なものも含まれているのです。どこかで誤った学びをした子どもは、いろいろなことで上手いかわからない理由がわからず、辛い思いをしているのです。例えば、乱暴な子供がいたとします。「暴力」はどこで学んだのでしょうか。一番身近な保護者、かもしれません。近所の怖い人、かもしれません。ゲームや、テレビドラマの可能性もあります。でも、どこかで学んだ、ということだけは確かでしょう。どうしても、困った行動だけが前に出てしまって、その行動が性格を形作るように思いがちですが、行動は、学習によって変わるのです。本当は気の短い人でも、すぐに大声で怒鳴る、などの行動を起こさなければ、だれにも気づかれないのです。当然、我慢をすればストレスになりますから、違う形の表現をしなければなりません、それも学習なのです。子どもたちは、様々なものから学びを広げていきます。我々大人ができること、それはよき学びのためのお手本をすることではないでしょうか。



『SNSのマナーとは』

子どもの権利サポート委員会相談員

■友だちと会って話をしている時にラインの着信がありました。どうしたらよいでしょうか。

- A. 友だちと話ながらラインを読む
- B. 「ちょっとごめん」と言ってからラインを読む
- C. ラインを無視して話を続ける

このような時どうするかは重要なことでしょうか？わたしは重要なことと思います。友だちと話しながら別の友だちにラインをするのは、好きなスポーツをルールも知らずにするようなものではないでしょうか。「でも友だちなんだから・・・」と思うかもしれませんが、しかし、友だちだからこそ礼儀正しくする必要があります。堅苦しく形式張らなければならないということではありません。とはいえ、もし友だちに対してマナーを守らないならいずれは友だちがいなくなるのではないのでしょうか。

なぜなら、だれも失礼な人を好きにはなれないからです。ある女子生徒は「友だちと話している時に、その子がラインをチェックしたりするといらいらします。他に気になることがあると言っているようなものだから・・・」と言いました。この女子生徒はそのような友だちをいつまでも我慢できるのでしょうか。

わたし自身の SNS マナーについて考えるに当たって上の ABC を振り返ってみると、A は確かに失礼だと思いました。でも BC については、迷いました。ラインをチェックするだけのために会話を中断することは失礼でしょうか、それとも会話を続けるためだけにラインを無視することは失礼なのでしょうか・・・確かにマナーはややこしい場合があります。でも、自分だったら「相手にどうしてもらえたら嬉しいのか？」という行動を考えて、自分も人に同じようにしたいと思いました。

また SNS の語調に気を配ることも大切なことだと思います。意思是言葉や声の抑揚、顔の表情、身振りなどによって伝達されます。しかし残念なことにラインやメールを打つ場合にはそれらのほとんどの要素が欠けてしまいます。それをどのように補ったらよいのでしょうか。

私は当たり前の礼儀やマナーを示すことが大切だと思います。「お元気ですか？」と尋ねたり「よろしく願いしますね」「ありがとうございます」といった言葉を使う方法です。

また送信する前にもう一度読み、よく考えることも大切です。ラインの文面は誤解される恐れはないのでしょうか。伝えたい感情をスタンプや絵文字で正しく伝えることはできているのでしょうか。ある男子生徒は、こう言っていました。「もし冗談で言うのであればそこにスマイルマークやスマイルのスタンプをつけます。そうしないとこちらは軽く言ったつ

もりでも、相手は重く受け止めて、感情を害しケンカになってしまうかもしれないからです」。

当たり前のマナーなのですが、これができないことが、大きな問題に発展してしまうのですから、特に SNS に於いては相手に対するマナーが本当に重要なものであることは明らかです。ラインの相手が目の前にいないためつい気が緩んで傷つけるようなことを書いてしまう可能性があります。しかし相手に面と向かって言わないようなことはラインでも書くべきではありません。

スマートフォンが不可欠な時代の今、子どもたちも大人の私たちも、SNS 上で、相手に対して親切に、自慢をせずに、愛情深く接することができるなら、より良い関係が築けるのではないかと考えています。



<参考資料>

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見が反映されました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申を市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 田中 賢一

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・3期目）

令和2年（2020年）10月31日まで）

（大学講師） 浜田 進士

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・3期目）

令和2年（2020年）10月31日まで）

（臨床心理士）西 友子

（任期平成27年（2015年）4月1日から

（再任・2期目）※3期目も継続

平成31年（2019年）3月31日まで）

※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土および第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場 所）宝塚市売布東の町12-8 フレミラ宝塚2階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動でき、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見をすることもできます。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- ・来所相談 フレミラ宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来てもらってお話しお聴きしています。
- ・手紙相談 お手紙フォームやまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、お返事の方法（手紙により返信するなど）にて、相談のお返事をしています。
- ・インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

2 相談できる人

- ・子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話をお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。相談者が自身でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

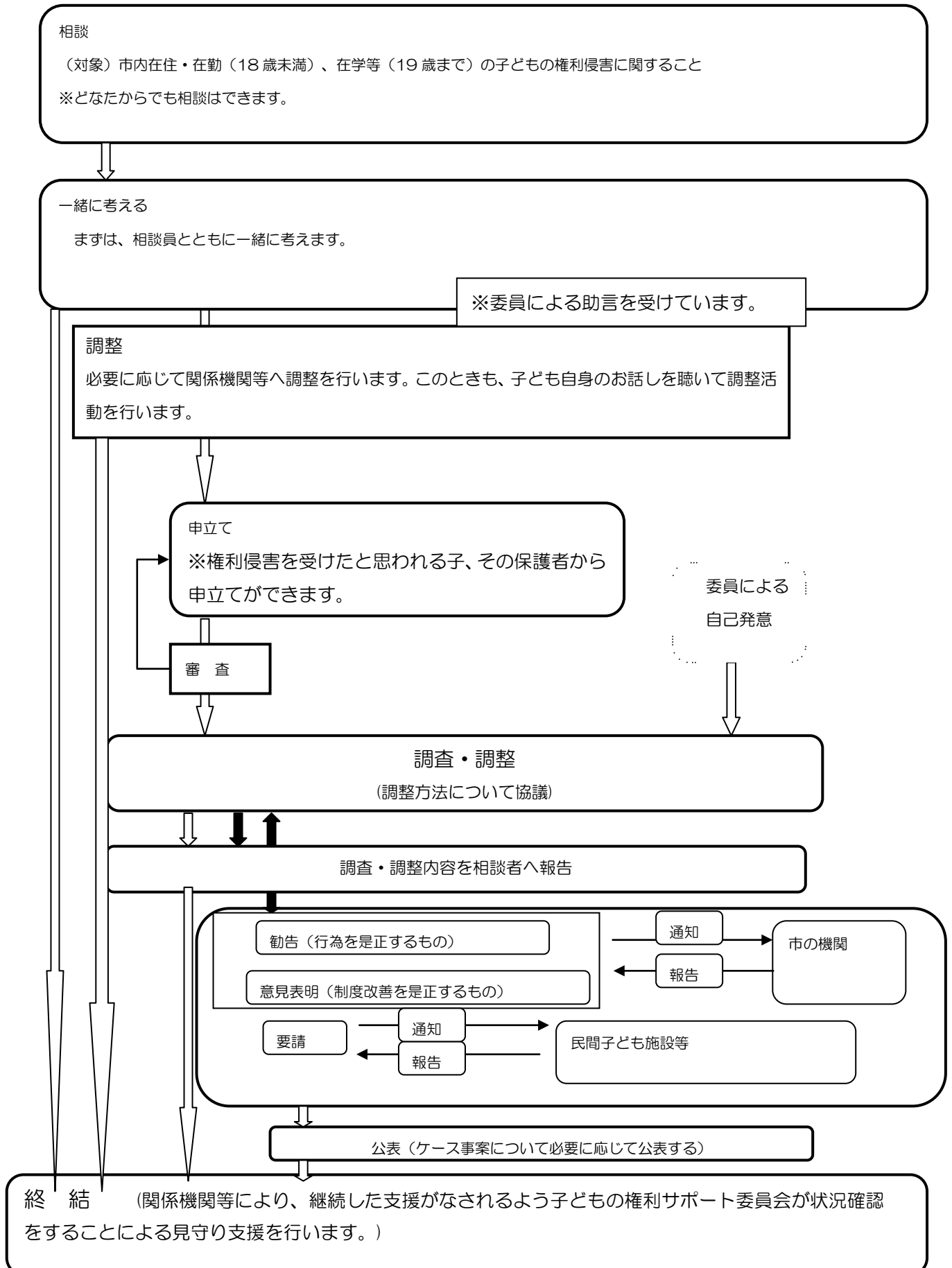
相談者には、自身でやってみたことがうまくいかなかったりなど、悩むことがあればまた話を聴かせてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- ・相談内容を相談員から報告し、子どもの権利サポート委員による助言を受け、委員による面談を行ったりしたのち、調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査実施等を行ったり、改善の要望や意見表明などを行います。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001（事務局）

TEL 0120-931-170（相談専用電話）

